

第 41 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 41 回
食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成26年6月27日（金） 9：27～12：31

会場：三番町共用会議所 2F 大会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 新たな食料・農業・農村基本計画について

(1) 農村の振興に関する施策についての検証①

(基本法第34条及び第35条)

(2) 人口減少局面における食料及び農村への影響

(3) 委員指摘事項について

(4) その他

3. 閉 会

【配付資料一覧】

- 資料 1 農村の振興に関する施策についての検証①
(基本法第34条及び第35条)
- 資料 2 - 1 人口減少社会における農山漁村の活性化に関する資料
- 資料 2 - 2 農村の総合的な振興、中山間地域等の振興に関する資料
- 資料 2 - 3 6次産業化の推進に関する資料
- 資料 3 - 1 人口減少局面における食料消費の将来推計
- 資料 3 - 2 人口減少と高齢化の進行が農村社会にもたらす影響
- 資料 4 - 1 食料自給率向上に向けた食料消費の改善に関する委員指摘に対する資料
- 資料 4 - 2 研究領域・技術普及に関する委員指摘に対する資料
- 資料 5 - 1 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂について
- 資料 5 - 2 改訂 農林水産業・地域の活力創造プラン
- 資料 5 - 3 経済財政運営と改革の基本方針2014（農業部分抜粋）
- 資料 5 - 4 「日本再興戦略」改訂2014（農業部分抜粋）
- 資料 5 - 5 規制改革実施計画（農業部分抜粋）

午前9時27分 開会

○政策課長 皆様、おはようございます。定刻よりもまだ若干早いのでございますけれども、本日、ご出席予定の委員の先生方が皆様、ご着席でございますので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、藤井雄一郎委員、松永委員、藻谷委員、山口委員が所用によりご欠席となっております。現時点での出席委員数は14名であり、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定による定足数を満たしていることを報告いたします。なお、本日の企画部会は公開されておまして、一般公募や広報関係の方が別室にて傍聴されておられます。

それでは、この後の司会は中嶋企画部会長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

本日の会議は12時30分までの予定で、議題は新たな食料・農業・農村基本計画についてとなっております。よろしくをお願いいたします。

議事に移る前に配付資料の確認等について事務局からお願いします。

○政策課長 恐れ入りますが、カメラの方はここでご退出をお願いいたします。

(カメラ退室)

○政策課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧をご覧くださいながら確認いただければと思います。本日の配付資料は、議事次第、配付資料一覧、企画部会委員名簿に加えまして、資料1から資料5までとなっております。資料2は2-1、2-2、2-3、資料3は3-1、3-2、資料4は4-1、4-2、資料5は5-1から5-5までということでございます。また、委員の皆様方には参考資料を綴じた青いファイルを机の上に置かせていただいております。ご確認をいただきまして不足している資料がございましたら、お近くの事務局まで声をかけていただければと思います。また、議事録につきましては会議の終了後、委員の皆様方にご確認をいただいた上で、農林水産省のホームページに掲載をして公表させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○中嶋部会長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。新たな食料・農業・農村基本計画について（１）から（４）までの項目があります。互いに関連する内容が含まれますので、事務局からまとめて説明していただき、その後、意見交換を行います。

それでは、順次、事務局から説明をお願いいたします。

○政策課長 まず、資料１、A３の資料をご覧くださいと思います。

現行基本計画の検証ということで進めてきておりますけれども、食料・農業・農村基本法の条文ごとに検証を進めてきておるところでございます。表紙でございますとおり、本日は基本法の第34条及び第35条を合わせまして、6次産業化の推進についてご議論いただきます。

それでは、農村振興局からお願いいたします。

○農村振興局長 農村振興局長の三浦でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料１の１ページをご覧ください。農村は、農業の有する食料の安定供給の機能や多面的機能が適切かつ十分に発揮されるための基盤でございまして、これらの機能の将来にわたる発揮を確保するためには、農村の振興を図っていくことが必要というのが基本法の考え方でございます。

第34条は、農村の振興に関する施策を講ずるに当たり、農業が地域住民の生活の場で営まれているという農村の特質を踏まえまして、農村振興のための施策を総合的、計画的に行うことが必要であるという施策の基本方向を明らかにしたものでございます。

次の第35条は、農業の生産条件が不利な中山間地域等においては、過疎化、高齢化が進行して地域の活力や多面的機能の低下が懸念される状況にあることから、地域の特性に応じた農業その他の産業の振興等の施策を講ずるほか、農業の生産条件の不利を補正するための支援を行うこと等によりまして、多面的機能の確保を特に図るための施策を講じていく必要があるという施策の基本方向を明らかにしたものでございます。

これらの規定を受けまして、現行の基本計画では農業・農村の6次産業化、都市と農村の交流、都市農業の振興、集落機能の維持等の施策を進めていくこととしております。

その下の情勢の変化等につきましては、農村人口の減少、高齢化が進行していることなど、これからご説明する各種の取組に関する指標等を掲げてございます。これについては後ほど別の資料で補足をしてご説明させていただきたいと思っております。

１ページをおめくりいただきたいと思います。平成12年の食料・農業・農村基本計画以降の主な制度や講じた施策について記載しているものでございます。

まず、講じた措置というところがございますけれども、その一番上の土地の農業上の利用と他の利用との調整につきましては、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づくゾーニングと農地法に基づく農地転用規制による優良農地の確保とを基本としたしまして、都市計画法に基づく市街化区域の設定・変更等の適切な調整を行ってきているところがございます。平成21年には農振法の改正等による農用地区域からの除外の厳格化などを実施しております。それから、その右にありますように、平成24年には東日本大震災復興特区法の制定によりまして、被災地における特例的な仕組みを設けております。

その次の大きな囲み、農業その他農村の総合的な振興のところがございます。そこに掲げております様々な施策を講じてきておりますが、このうち、一番上の一次、二次、三次産業の連携、いわゆる6次産業化の推進につきましては、後ほど食料産業局から説明いたします。

その下の都市と農山漁村の共生・対流による地域の活性化の推進と、そのもう一つ下の都市及びその周辺地域における農業の振興につきましては、基本法第36条に規定されておりました、これは次回の企画部会でご説明する予定でございます。

その下の集落機能の維持、生態系や景観を含む農村環境の保全についてでございますが、これはほ場や農業水利施設等の整備を行う農業農村整備事業に関しまして、平成13年の土地改良法の改正によって事業実施に当たっての原則に、環境との調和に配慮することが位置付けられました。これを受けて環境との調和に配慮した事業実施のための手引等を取りまとめて、事業に活用しているところがございます。

また、平成19年には農地・水・環境保全向上対策を創設いたしまして、集落における水路等の維持管理などの地域の共同活動を支援しているところがございます。なお、これは平成26年度からはより取り組みやすい制度とすべく、農地支払と資源向上支払から成る多面的機能支払を創設したところがございます。これにつきましては、先般、国会で農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が成立いたしまして、平成27年度からはこの法律に即して実施されることとなったところがございます。

次に、農林水産業における鳥獣被害防止に向けた地域ぐるみの総合対策の実施についてでございます。これは平成19年12月に議員立法によりまして、鳥獣被害防止特措法が成立いたしまして、この法律に基づいて、市町村による被害防止計画の策定、捕獲や進入防止策の設置などを行う鳥獣被害対策実施隊の設置を進めるなど、地域ぐるみの総合対策を推進しております。これについて平成24年に法改正が行われておりまして、鳥獣による被害

の深刻化、狩猟者の減少、高齢化にかんがみて、捕獲等の担い手確保等を図るための法改正がなされたところでございます。また、一番右ですが、平成25年12月には環境省と連携いたしまして当面の捕獲目標を設定するなど、捕獲対策の強化を図っているところでございます。

その次の農業生産基盤と生活環境の総合的な整備でございますが、ほ場整備を通じた集落の土地利用の正常化、集落排水施設や集落度の整備といった生活環境の整備など、農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施しております。平成22年からは、より地域の創意工夫を生かした事業実施を可能とする、農山漁村地域整備交付金を創設したところでございます。

一番下の中山間地域等における多面的機能の確保でございますが、農業生産条件の不利を補正して農業生産の継続を図るため、平成12年に中山間地域等直接支払交付金を創設いたしまして、現在、第3期対策が行われております。中山間地域等直接支払につきましては、多面的機能支払ですとか、環境保全型農業直接支援とともに、先ほど言及いたしました農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に位置付けられたところでございます。

このような施策を講じてきておりますけれども、これに関して農村をめぐる状況がどうかということについて補足してご説明いたします。資料2-1をご覧くださいと思います。

1枚めくっていただきまして1ページでございますが、これは我が国の人口の将来推計でございます。中位推計で2050年には9,700万人となって、人口が半分以下となる地点が現在の居住地の6割以上、そのうち3分の1の地域では人が住まなくなるという推計がなされております。これが右下のところでございます。

それから、2ページは農村の状況ですが、高齢化や人口減少が農村では都市に先駆けて進行している、そして小規模な農村集落が増加していることが示されております。

3ページは集落の状況でございますが、赤で囲みました小規模な集落で寄り合いの開催等の活動が困難となりつつあって、また、右側にありますように過疎地域集落では働き口の減少、耕作放棄地の増大などの問題が発生しているという資料でございます。

次に4ページでございます。地方の生活環境について記してございます。市町村の役場・支所の廃止ですとか、JAの購買店舗数の減少といったことを示しております。

それから、5ページのグラフですけれども、5ページの青の折れ線のように毎年10万人

前後の人口が地方から東京圏に移動しておりますが、下にありますように大都市は一般に出生率が低い傾向にありますけれども、地方は都市圏に比べて出生率も高い傾向ということが見てとれます。

6 ページは、農山漁村では農林漁業就業者の割合が高いということ、また、多くの産業分野で正社員数が減少している中で、農林業は正社員数が増加している産業分野であるということを示しております。

7 ページは農林漁業への新規就業の状況を示しております。左上のグラフのように法人等に新規雇用される者の6割が39歳以下で、近年では新規就農者の15%が法人等に雇用されているということを右に記しております。

それから、8 ページ、9 ページは6次産業化でございます。省略させていただきます。

10ページは若者を中心とするIターンの動きに関しまして、「田舎で働き隊」という当省の事業、それから、「地域おこし協力隊」という総務省の事業、これらによりまして派遣された若者の多くが任期の後も農山漁村に定住しているということを示す資料でございます。

11ページはIターンによる定住者の受入れの事例でございます。

12ページは女性農業者に関する資料でございます。女性新規就農者の多くが自然の豊かさなど、農山漁村の環境等に魅力を感じている一方、生活上の問題については農業と家事、育児と介護の両立など、他の産業で働く女性とおおむね共通であるということが示されております。

13ページは高齢者の活躍を紹介している資料でございます。新規就農者のうち2割が65歳以上の高齢者であって、存在感を持って活躍しておられる事例というのが見られるところでございます。

ここまでの資料で、農山漁村を取り巻く情勢は大変厳しいのですけれども、経済活動の面では、Iターンによる若者ですとか、あるいは女性高齢者の力を生かして農林漁業の振興や6次産業化の推進によって、地域の活性化につなげていく可能性があることを示しているところでございます。

もう一つ、農山漁村の直面する課題に暮らしを支える生活面の諸機能の減退がございます。14ページはこうした中で住民が中心となって高齢者の交流や生活支援など、暮らしを支える活動を実施していることを掲げておりまして、15ページはその事例を紹介しております。

16ページでございますけれども、以上のような状況を踏まえまして、5月19日に開催されました産業競争力会議の課題別会合で、林大臣から説明資料の一部として16ページの資料を提示いたしております。これは関係省庁とも連携をいたしまして、基幹集落への機能集約と集落間のネットワークを進めながら、若年層の就業促進、雇用創出、地域の女性高齢者の活用、人を呼び込む魅力ある農山漁村づくりを推進するという考え方を示したものでございます。

それから、17ページ、18ページにつきましては参考ということでご覧いただければと思います。

駆け足で恐縮ですが、資料1に戻っていただきまして1枚目の右下の部分をご覧いただきたいと思っております。以上ご説明しましたように、農村人口の減少、高齢化が進行して小規模集落の増加ですとか、集落機能の低下によりまして農村地域の活力の一層の低下が懸念されている状況でございます。こうした中、農村地域の活性化のためには農業振興のための施策だけではなく、非農家も含めた地域住民が快適に生活できるような環境整備や就業機会の確保等のための総合的な対策を講じること、そして、将来予測を踏まえて活力ある農村づくりに向けたビジョンを策定することなどが必要ではないかと考えているところでございます。

2ページ目の右側でございます。その際、人口減少、高齢化の進行が著しい集落を含む一定のまとまりを有する地域について、地域全体として集落機能を維持・発揮していくためにはどのような対応が必要か、また、集落機能が低下する中で今後の農地及び農業施設の維持管理の在り方をどうするのかといったことが論点となると考えております。

地域全体として集落機能を維持・発揮していくための対応につきましては、先ほど最後にご説明いたしました基幹集落への機能集約と集落間のネットワークづくり、あるいは農業上の土地利用と非農業的土地利用の調整も含めた総合的な集落活性化のための計画スキームの構築等を例として掲げているところでございます。

また、今般、集落における地域資源の保全等に係る共同活動を支援する多面的機能支払制度を創設したところでございますけれども、こうした制度についての効果や課題の検証も必要だと考えております。

また、中山間地域等直接支払制度につきましては、平成26年度が第3期対策の終期となっております。人口減少、高齢化が一層進行する中でどのように農業生産活動の継続を図っていくかという観点で、地域対策の検討を行うことが必要となっております。

最後に、鳥獣被害対策につきましては、捕獲等の対策の効果をさらに上げていくためにはどのような対応が必要か、農作物被害にとどまらず、生活環境に係る被害も深刻化していることから、環境省を初めとして政府全体の課題として対応を着実に進めていく必要があるのではないかとといった点が課題となっております。

私からの説明は以上でございます。

○食料産業局長 食料産業局でございます。資料1の3ページをご覧くださいと思います。農村の総合的な振興等のうち、6次産業化の推進についてご説明を申し上げます。

まず、上のほうの情勢の変化等につきましてご覧くださいと思いますが、農業生産関連事業は6次産業化の典型的な取組としての農産物の加工や直売のほか、観光農園、農家民宿、農家レストラン等ございまして、平成24年度の年間総販売額は約1兆7,500億円、総従事者数は約45万人というような規模になっております。施策としては平成20年の農商工等連携促進法の制定を契機といたしまして、中小企業者と農業者との連携による取組を支援するなど、一次産業である農林水産業と二次、三次産業の連携による地域資源を活用した新たなビジネスの展開等の推進に向け、本格的な支援をスタートしたところでございます。

平成22年には六次産業化・地産地消法によりまして、農林漁業者等が主体的となった取組への支援を開始し、現在、全国の都道府県サポート機関に約1,600名の6次産業化プランナーを配置するなど、人材育成や専門家によるサポート体制を構築しつつ、新商品の開発、販売開拓、加工施設等への補助事業等により、ソフト、ハードの両面での支援を充実してきたところでございます。さらに事業の本格的な拡大を支援するために、平成24年には株式会社農林漁業成長産業化支援機構法、これはいわゆるファンド法と言っていますけれども、これに基づきます出資という形での新たな支援ツールを整備したというところでございまして、また、さきの国会では地域ブランドの活用に向けた地理的表示法が成立したところでございます。このように、加工・直売といった典型的な6次産業化の推進のための施策については、それぞれの経営の発展段階に応じて総合的な支援を実施しているところでございます。

他方、6次産業化は極めて裾野が広い分野でございまして、ただいまご説明を申し上げました加工・直売以外にも例えば医福食農連携ですとか、バイオマス等の分野がございしますが、ここでは多様な地域資源の活用の例ということで、農村における再生可能エネルギーの生産・利用の分野で講じた措置を紹介しております。なお、都市農村交流の分野につ

きましては、次回の企画部会で検証されることになるかと聞いております。

再生可能エネルギーの生産・利用につきましては、これまで農業水利施設を活用した小水力発電等の取組を推進したところでございますけれども、平成24年に固定価格買取制度が開始され、農業者等でも再生可能エネルギー発電に取り組みやすくなったことから、農業者等が主導する再生可能エネルギー発電の取組の支援を行っております。また、さらに平成25年11月に農山漁村再生可能エネルギー法が成立したわけですが、この施行が本年5月になっております、5月から施行されております。この農山漁村再生可能エネルギー法によりまして、再生可能エネルギー発電を活用して農林漁業の発展を図る取組を推進する枠組みを構築したところでございまして、本法の活用に向けて現在、全国での説明会を行っているところでございます。

次に、これまでの評価と課題ということでございますけれども、六次産業化・地産地消法やファンド法など各種支援策の整備によりまして、農林漁業者が中心となった6次産業化の取組が各地で広がっていると思っております。このような中であって、今後は所得の向上や雇用の確保の観点から、改めて各種支援施策の活用状況の検証や、発展段階に応じた支援措置の在り方を体系的に整理していくべきではないかといったような観点、それから、より質の高い取組へと誘導するため、農林漁業者等による取組の拡大や改善のためのサポート、マーケット・インの発想での取組を促進するための推進体制の強化についてどのように進めていくかといったようなこと、それから、農林漁業者主導による取組に加えて、企業のアイデア、ノウハウ等を生かした二次・三次事業者を初めとする多様な取組の促進等を図る観点から、現在の支援スキーム等にどのようなこういった工夫が考えられるかといった点について、検討する必要があると思っております。

また、再生可能エネルギー導入につきましては、固定価格買取制度が開始されて事業採算性が大幅に改善する一方で、農村の活性化に十分つながっていないとか、それから、バイオマスや農業水利施設等の活用が十分進んでいないとか、それから、農業生産活動や地域作りへのこのエネルギーの利用がまだまだ不十分であるといったような課題がございまして、農山漁村再生可能エネルギー法の活用に加えまして、どのように多様にしていく必要があるのかというようなことを検討する必要があるかと思っております。

参考資料として、資料2-3に6次産業化の推進に関する資料というのがございます。これは6次産業化の推進ということで、ここである程度、網羅的に取組の事例も含めまして紹介しておりますので、後ほどご覧いただければと思っております。

以上です。

○農林水産政策研究所長 農林水産政策研究所の吉村です。よろしくお願ひいたします。私からは人口減少局面における食料・農村への影響分析ということで、これについては委員の先生方から人口減少が本格化して初めての基本計画の見直しであるということで、特に30年、40年後ということを考えてみると非常に人口が大きく減少するので、そのことを頭に置いて検討するべきではないかと、こういうご指摘がありました。それにお答えするような形で、今日、資料を準備しております。基本的にはこれまでの趨勢がそのまま続くという前提での推計になっています。それと異なる前提を置いた場合には、その都度、申し上げたいというふうに思います。

まず、食料消費のほうですけれども、資料3-1、A4横の資料をお開きいただきたいと思ひます。いわゆるカロリーベースとそれから金額ベース、この二つの推計を出しております。

カロリーベースの食料消費ですけれども、これを推計する場合に一般的には三つの要因に分解をしています。一つは人は誰でも若いときと年をとったときで食べる量とか、食べるものが違ってくるという加齢効果というふうに呼んであります。もう一つは時代とともに人の生活パターンが変わって、これが食べ方に影響するというひことで、例えば肉体労働中心だったころから軽量労働が中心になるとか、車が中心の生活になるとか、そういったことひでこれを時代効果と呼んであります。三つ目はある時期に生まれた人たちに特有の食べる量とか、食べるものが散見されると、こういうことひがありまして、これをコーホート効果というふうに呼んであります。

まず、カロリーベース、これは先ほどの資料の1ページをお開きいただきたいと思ひます。先ほど三つの効果を申しましたが、ここで二つ目の時代効果、これをこれまでの趨勢で伸ばすと2050年の1人1日当たりの摂取エネルギーが下がり過ぎちゃうと、普通の生活、つまり、座って生活をしているような生活の推定必要エネルギーの85%水準に下がっちゃうというひことで、これは下がり過ぎだろうというひことではないかというひことひであります。この点を補正をしますと、これがブルーの線の仮定2、仮定3なんですけれども、2050年時点で摂取エネルギーは少しだけ減ると、こういう推計になっています。供給熱量も、これは赤いほうの上の線ですけれども、これも仮定2、仮定3でいきますと少しだけ減ると、こんな推計になっています。

2ページがそれに人口減少を加味した総供給熱量というひことひであります。これは人口減

を当然反映をいたしまして、2012年の3,098億キロカロリー、これを100として2050年には71%から77%ぐらいの水準に大きく減ると、こういう推計をいたしております。

次に金額ベースであります。食料の支出総額ということで3ページをお開きいただきたいと思っております。これは金額ベースということになるので、先ほどの加齢効果、時代効果、コーホート効果の三つに加えて価格、それから、消費支出の水準そのもの、これがある品目の消費水準を決めると、こういう前提に立って推計をしております。3ページは支出総額でありますので、今、申しましたような形で品目ごとの推計をして、それを足し合わせるという形で支出総額を推計をしております。

赤のライン、これが食料支出総額ということになりますけれども、2050年には2010年の88%の水準になると。これも人口減少に伴って減っているわけでありましてけれども、人口減少ほどは減らないと、こういうことでもあります。これは裏を返せば、1人当たりの食料支出、これが2010年から17%ぐらい増加をする。これは主として消費水準全体が少し経済成長に伴って上がるということと、その中で加工食品のように付加価値の高いものに消費がシフトするということを反映した資料になっています。

それから、次に品目別でありますけれども、4ページをお開きいただきたいと思っております。これは先ほどと同じような前提で、12品目という中分類ぐらいに当たると思っただければいいんですが、これで推計をしております。下のほうに書かれている魚介類、肉類を中心としたもの、これの消費の影響が下がる、そして、調理食品を中心としたものの消費のウェイトが上がると、外食は微減と、こんな姿になっております。

以上が食料消費の関係のご説明でございます。

続いて資料3-2であります。人口減少と高齢化が集落に与える影響ということで、その将来推計をいたしております。これは国勢調査の1平方キロメッシュデータを集落ごとに、あるいは旧市町村ベースに張り付けるということをして、それをもとにコーホート分析を行って推計したものであります。

まず、3-2の1ページでありますけれども、これは2010年から2050年の40年間で特に山間地域の人口が3分の1に減少してしまい、65歳以上が約半数になるということ、平地でも農村部ですと人口が約4割減ると、こういう推計になっております。

次に集落ですけれども、これはいろんなスポットライトの当て方がありますが、4ページをお開きいただきたいと思っております。これは先ほど農村振興局の説明にもありましたが、集落の規模がどれぐらいかということが農村の在り方にかなり大きな影響を与えます。そ

して、集落人口が9人以下の集落、これがどうなるかということなんですけれども、ここにありますように2010年の3千集落から2050年には1万5千集落へと5倍に増えます。特に山間地域がその半分以上、中山間地域で9割を占めることとなります。それから、高齢化率が50%以上の集落も1万3千集落から2050年には2万4千集落に増え、これも中山間地域に9割が所在をするということとなります。それから、14歳以下の子どもがいない集落、これも7千集落から1万6千集落になると予測されます。

次に、こういった人口が非常に小さくなってしまふ集落、あるいは高齢化が著しく進む集落にどれぐらいの農地資源が賦存するかということで、5ページをお開きいただきたいと思ひます。これは9人以下となる集落に現在31万ヘクタールの農地が存在していることを示しています。2010年では5万ヘクタールですから大幅に増加をいたします。高齢化率が50%以上になる集落には67万ヘクタールの農地が賦存するということでもあります。先ほど農村振興局の説明にもありましたが、集落の規模が小さくなった集落では集落活動、寄り合いの回数ですとか、農業用排水施設の管理、こういったものの水準が低下をするという傾向が見られますので、こういった状況の中で農地の維持管理が難しくなる可能性があるということでもあります。

もちろん、そうだからといってすぐに耕作放棄地になってしまうというわけではないというふうに思ひて、8ページの資料に、無人化した集落でどういう状況になっているかを整理してあります。一つ一つは説明できませんが、もちろん、残念ながら耕作放棄になってしまった集落もありますが、一方で、何らかの形で耕作を継続している場合もあるということでもあります。こういったところも一つの視点になるのかなというふうに思ひております。

私のほうからは以上であります。

○政策課長 続きまして、資料4でございます。前回までの企画部会で委員の先生方からご指摘をいただいた項目を中心に資料を準備しております。

それでは、食料安全保障課からお願いいたします。

○食料安全保障課長 資料4-1でございます。食料消費に関するご指摘につきまして整理をさせていただきましたので、説明をさせていただきます。食料安全保障課長の太田でございます。

まず、1ページ目をご覧ください。食料自給率の向上に向けて、これまで消費面からどのような取組を進めてきたのか、また、食の外部化・簡便化が進む中で、いかに商品面の

取組を進めていくべきかという点についてご指摘をいただきました。

食料自給率向上に向けた消費面の取組といたしましては、これまで消費者への訴求と業務用利用への対応という二つのアプローチから推進をしてきました。消費者への訴求といたしましては、資料1ページの左側にありますように、フード・アクション・ニッポン、食のモデル地域育成事業、食育の推進といったものが挙げられます。また、業務用利用への対応といたしましては、右にありますような加工・業務用野菜生産基盤強化事業、あるいは食材開拓フェア等開催支援、こういったものを展開してきております。今後、人口の減少、高齢化あるいはライフスタイルの変化によりまして、食の外部化・簡便化が進む中で、食料消費面においてこうした動きに迅速、かつ的確に対応していく必要があると考えております。

2ページから4ページまでに、それぞれ各事業の成果などをまとめさせていただいております。それから、今後の各事業の展開に当たりましては、こういったことが進んでいる中で、右端にありますような今後の課題の欄で整理をさせていただきました点を踏まえて、検討していく必要があるとふうに考えております。

それから、次に5ページをお開きください。食の外部化・簡便化を踏まえれば、食品を提供する分野、特に食品産業分野におきます食料自給率向上に向けた取組も必要であるといったご指摘をいただきました。ここでは食品産業の原材料の調達先と利用拡大の移行につきましてデータをまとめております。左の図でございます。金額ベースではありますけれども、国産の農水産物の約3分の2が食品産業仕向けとなっております。食品製造業が利用する原材料の約7割強が国産の農水産物となっております。こうした中、右の図にありますように食品製造業における国産原材料の利用拡大の意向の調査結果を見ますと、変わらないという回答が半数を占めております。一方で、増やす、やや増やすといったところも約3分の1ぐらいございます。

それから、おめくりいただきまして6ページでございます。国産原材料の利用拡大に向けた課題といったことも整理をさせていただいております。よく指摘があるところではございますが、数量不足または過剰時の対応、加工適性のある品種の生産拡大、こういったところへの回答が多く挙げられております。また、国産の農産物の安定的な調達などへの対応といたしましては、農業者との長期取引契約あるいは契約栽培、こういったことが必要だという回答が最多となっております。

以上でございます。

○技術会議事務局 次に資料4-2をご覧いただきたいと思います。農林水産技術会議事務局でございます。

まず、1ページ目でございますけれども、前回、中嶋部会長から17年の基本計画の中で、品目横断的政策が打ち出され、担い手への農地集積に向けた政策転換がありましたけれども、それと研究のほうがどういうふうに対応しているのかというお話でございました。そこでございますように17年の研究基本計画の中におきまして、大規模な水田輪作システムの確立など、大規模な担い手の経営を支援するための技術開発というものを重点目標と位置付けたところでございます。

次に2ページ目をお開きいただきたいと思います。中嶋部会長から研究には問題解決、課題解決だけでなく、将来を見通したビジョンの提示といった大きなテーマの設定も求められるというご指摘がございました。研究基本計画の中では5年後、10年後の目標を設定をさせていただいておりますけれども、それに加えまして20年後、30年後を見据えた長期的展望についても提示をいたしまして、長期的な視点からの農林水産研究についても推進をしているところでございます。イノベーション総合戦略の中でも長期的な視点が打ち出されております。

3ページをおめくりいただきたいと思います。香高委員のほうから農家が求める先端技術の実用化というようなご指摘がございました。実用化段階の実用化を目指した研究開発におきましては、普及組織などを生産現場の参画を得て、技術の現場への導入を進めてきているところでございますけれども、右側のほうにございますような実証的な研究なども取り入れまして、先進的な農業者の皆様にご参画をいただくというような形で、より現場のニーズが反映できるような研究を進めているところでございます。

4ページをおめくりいただきたいと思います。松本委員からご指摘がありました飼料用米に関する研究開発でございますが、これまで単収800キロ程度の多収性を有する品種を全国の各地域向けに育成してまいりましたが、地域によっては品種の能力が安定的に発揮されていないというような状況もございます。今後、さらに高い多収性ととともに、多収性を安定的に発揮させるための複合的な病害虫の抵抗性を付与するなどの開発を推進していきたいと思っております。

5ページをおめくりください。近藤委員のほうから農業機械に対する担い手のニーズ対応というようなご指摘がございました。左側にありますように農業機械の費用低減についての意向調査によりますれば、買いかえまでの期間を長くすることが指摘をされて

おります。このため、本年度、特に耐久性が求められるコンバインにつきまして高耐久化の研究開発を官民共同で行っているところでございます。また、各メーカーにおいても基本性能の機能を絞って、価格を抑えたモデルなどの販売を展開し始めているというふうに承知をしております。引き続き大規模化する農業者のニーズを把握いたしまして、メーカーの供給とのマッチングを図ってまいりたいと思っております。

6 ページをおめぐりいただきたいと思っております。前回、香高委員からご発言をいただきました農業革新支援専門員の人数などでございますけれども、普及指導員の中で特に高度な専門知識やコーディネート能力を持つ方ということで、全国で600名程度が配置されているところでございます。普及指導員の資格を持ちまして、一定程度の高い知見、調整能力ということで都道府県が選定し、行政、研究との連携でありますとか、先進的な農業者への対応をしているところでございます。具体的には、7 ページ、8 ページにありますような活動をし、予算的な対応をしているところでございます。

9 ページをご覧いただきたいと思っております。近藤委員のほうから有機農業についてのご指摘がございました。ご指摘のとおり、有機農業は化学肥料や農薬を使用せずに、生物多様性への影響を低減しまして、地域循環を促進するものでございます。左側の四つの枠の下から二つ目にありますように、新規就農希望者の3割で有機農業での就農希望というようなこともございます。また、小規模な経営が可能というようなことがございます。農村に若者を呼び込む、あるいは中山間地域の地域振興にも活用可能というふうに考えているところでございます。本年、基本的な方針のほうを改訂をしておりますので、引き続き有機農業を積極的に推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○政策課長 最後に資料5 でございます。それでは、農林水産業・地域の活力創造プランにつきまして、内閣官房からご説明をお願いいたします。

○内閣官房 それでは、ご説明させていただきます。資料5-1 と5-2 でございます。今週火曜日、6月24日でございますが、農林水産業・地域の活力創造プランの改訂が行われましたので、その概要をご説明いたします。

資料の説明に入ります前に昨年からの経緯を若干申し上げますと、昨年5月に内閣の閣議決定によりまして農林水産業・地域の活力創造本部というものが設置されました。これは総理を本部長といたしまして、官房長官と農林水産大臣を副本部長、それから、関係する大臣をメンバーといたします本部でございまして、総理のほか14大臣が参加をしている

という閣僚会議でございます。

この本部におきましては、農林水産業、農山漁村を取り巻く課題が待ったなしの状況になっているということを踏まえまして、農林水産業を産業として強くしていくいわゆる産業政策と、それから、地域活性化や多面的機能の発揮等にかかわります地域政策、この二つを車の両輪といたしまして、関係する各省が一体となって幅広い検討を行いまして、その成果といたしまして昨年12月、農林水産業・地域の活力創造プランというものが策定されたということでございます。

資料5-1、1枚紙のポンチ絵をご覧いただきたいと思いますが、ポンチ絵の左側のほうにございますように、昨年12月10日に策定されましたプランでございますけれども、1の輸出促進等から9番の九つに大きく分けてございますが、これらの施策につきまして取りまとめをしたものでございますが、そのプランの中で左下にございますように、プランの中に規制改革会議、産業競争力会議における検討を踏まえて、今年6月をめどに改訂を行うということになっておったところでございます。

ポンチ絵の中ほどに記載してございますように、今年に入ってから産業競争力会議と規制改革会議におきます検討がこのように行われたところでございまして、その検討を踏まえましてポンチ絵の右側でございます。改訂のポイントということで赤字で書いてある部分でございますが、ここの部分が今回の改訂におきまして、追加されました主な部分ということになるわけでございます。

次に、資料5-2のほうをご覧いただきたいと思いますが、これが改訂されました農林水産業・地域の活力創造プランの本体ということでございます。従来からの部分に先ほどの赤字のポイントでお話しいたしました部分が追加をされて、溶け込んでいるという形になっております。追加された箇所について簡単にご説明させていただきたいと思っております。

めくっていただきまして、2ページから「はじめに」というのが書いてございますが、その次の3ページのところでございますけれども、3ページのところをご覧いただきますと、先ほど申し上げたように今回の改訂の経緯を書かせていただいております。

それから、6ページからでございますけれども、6ページと7ページでございます。ここは産業競争力会議の議論を踏まえて記述を加えた部分でございます。例えば6ページにつきましては、本文第2段落のところで「このため」と書いてございますが、第2段落の「このため」から始まるところで、オールジャパンでの輸出体制の整備ですとか、国際規

格認証の取得支援や策定の推進などについての記述を追加をしております。それから、7ページになります。6次産業化の関係でございますが、これも本文のほうの第2段落のところでございます。「このため」以下の文章でございますが、農林漁業成長産業化ファン ド (A-FIVE) の積極的な活用等々の文章を追加をしたところでございます。また、同じく7ページ、下から3行目でございますが、畜産・酪農分野のさらなる強化というところを 追加をさせていただいております。

続きまして、9ページのところをご覧くださいと思います。9ページ、上から5行 目でございますが、最後のほうでございます、女性農業経営者の能力の積極的な活用、こ の関係を追加をいたしております。

それから、10ページの中ほどから12ページにかけて、5ということで農業の成長産 業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進ということでございます。これは規 制改革の関係で全体が追加された部分でございます。この改革の関係につきましては、農 協・農業委員会等に関する改革の推進についてという、後ろの38ページ以降に別紙2とい う形で与党の取りまとめの文書をつけさせていただいておりますが、この内容の主な内容 を本文のほうに記述をさせていただいているということでございます。

続きまして13ページに移っていただきたいと思いますが、人口減少社会における農山漁 村の活性化ということでございます。先ほど農水省からの説明にもございましたように、 今後の人口減少が大きな課題となっている中で、農山漁村の活性化のところに人口減少社 会におけるという文言を追加いたしまして、内容のほうを充実させていただいているとい うことでございます。

それから、14ページから15ページ、16ページのところにつきましても、林・水の関係、 復興の関係で若干の修正等を加えさせていただきます。

それから、17ページでございます。政策の実行とフォローアップのところも必要な追 加・修正を行っておりますが、17ページの中ほどに食料・農業・農村基本計画の見直しと いうことで書かせていただいている、ここの記述につきましては昨年、策定されたときと 変わっておらないところでございます。なお、18ページ以降、具体的な施策につきまして、 これも先ほど申し上げました文章編の追加・修正に伴いまして、必要な施策等を追加をい たしておりますけれども、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○政策課長 続きまして、資料5-3から簡単にご紹介をさせていただきます。

ただいまご紹介いただきました、いわゆる官邸プランと同じ日付でございますが、6月24日に5－3の資料でございます経済財政運営と改革の基本方針2014、いわゆる骨太の方針2014でございますけれども、これと資料5－4、日本再興戦略改訂2014、これはいわゆる成長戦略でございます。それから、資料5－5、規制改革実施計画の三つが閣議決定をされてございます。

初めに資料5－3、骨太の方針でございます。農業関係の部分を抜粋した資料を本日は配付をさせていただいております。第2章の3のところに、魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生ということで記述がございます。この中では先ほどご説明のありました活力創造プランを着実に実施しといった形でこのプランを引用し、また、同プランで示された基本方向を踏まえてということで、食料・農業・農村基本計画を見直すといった記述がされてございます。そのほかのところは後でご覧いただければと思います。

続きまして資料5－4、日本再興戦略改訂2014でございます。内容といたしましては、総論部分と各論部分であるアクションプランに分かれておりまして、農林水産関係では第一の総論というところでその3、新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成のところに、(1)ということで攻めの農林水産業の展開ということで位置付けられてございます。

また、3ページ、アクションプランの部分では昨年に定められましたKPI、数値目標でございますけれども、主な進捗状況についての追記が行われるとともに、(2)の施策の主な進捗状況というところで農地中間管理機構の整備なり、農政改革二法の成立などについて記述がされてございます。

さらに(3)新たに講ずべき具体的施策というところでは、農業の成長産業化を押し進めるためにということで、i)生産現場の強化、ii)国内バリューチェーンの連結、iii)輸出促進など3本柱に分けて具体策が記述をされてございます。

最後に資料5－5、規制改革実施計画でございます。

1ページの第4、農業分野の記述といたしましては、昨年秋に措置をされた①の農地中間管理機構に加えまして、②から④のところで農業委員会等の見直し、農地を所有できる農業生産法人の見直し、農業協同組合の見直しというふうに構成がされてございます。

2ページからは、(2)個別措置事項ということで①から④、それぞれの規制改革の内容について記述がされてございます。

以上、簡単ですが、資料の紹介をさせていただきました。

事務局からの説明は以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、これより意見交換を行いたいと思います。今回は約2時間の時間を設けておりますが、前回の状況を踏まえまして、お一人当たり5分以内でのご発言ということをお願いしたいと思います。皆様から一通りご発言いただいた後、事務局から適宜、回答していただきます。そして、その後、時間があればご意見がある方に再度、ご発言いただく、このような進め方でまいりたいと思います。

それでは、今回は五十音順にご発言いただきたいと思います。

まず、市川委員、よろしくお願いいたします。

○市川委員 市川でございます。たくさんの内容を充実の資料でご説明いただきましてありがとうございます。私からは3点ほど意見を述べさせていただきたいと思います。順不同になるかもしれませんが、ご容赦ください。

人口がこれから減少していく中で、農山村漁村をどう活性化していくかという点について、今回広い視点で、農水省だけではなくて例えば国土交通省だったりとか、あるいは厚労省であったりとか、そういういろいろなところと一緒に活性化を進めていくという視点を入れられたということは大変重要なことだと思っています。住人が少人数のようなところでお暮らしになっている方々の幸せというのは大きな視点で見て、総合的に捉えていかないと、多分、ただ単にどこかのポイントだけを満足してもらえばいいというような話ではないと思います。本当にそこに暮らす方々がどうすれば幸せに暮らしていけるのかという、そういう視点で、かつ社会的なコストをどうやったら合理的な範囲で判断しながら進めていけるのかという、そういう総合判断をしながら進めていかれると良いと思いました。

二つ目は、再生可能エネルギーについてです。農山漁村における再生可能エネルギーの導入について今年5月から既に施行されております。現状と課題というものもきちんと洗い出されております。日本のエネルギーの在り方についてはエネルギー基本法とか、先般の閣議決定とかされていることもありますので、どういうエネルギー構成があるべきなのかというような、そういう視点も持ちつつ、農村や漁村でどういう再生可能エネルギーを進めていくのかということを考えていただきたいです。単に固定価格買取制度があるからどんどん進めていくという考え方だけではなくて、どうやったら一番よく社会的なコストと勘案しながら、いいエネルギーミックスがとれるのかなという視点を忘れないでいただきたいなと思います。いわゆる全体のバランスをとりながら、農水省のこういう政策も進

めていただきたいと思います。

三つ目は、本当に消費者の素朴な感覚的な意見で恐縮です。資料3-1のところでも人口減少局面における食料消費の将来推計3ページのところで、この表を見ると2010を基準にして2050年では17%、いわゆる食料に対する支出が上がるという予測がされております。私が単純に考えると、消費者の家庭におけるエンゲル係数が17%上がるというふうに、これは認識していいのでしょうか。

これは大変なことだなと正直に思っています。付加価値の高い加工食品をたくさん購入するとこういうふうになるのか、あるいは普通に暮らす人たちでもこれぐらいは物価が上がっていけば、そういう覚悟をして、こういう社会になるというのを迎えなくては行けないのかなというふうにきちんと捉えるべきなのか、ここのところはもう少し勉強もしたいし、教えていただけたらと思いました。食べるというところに対する支出が多くなると、そのほかにかかる支出を減らさざるを得ないという切実な部分もありますので、なかなか、悩ましいことだなと思いました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 伊藤でございます。ご説明をありがとうございます。私のほうからも多岐にわたる話だったので3点だけ、私どもにかかわるようなところで申し上げておきます。

一つは6次産業化ということでご説明がありました。ここのほうでもこれまでの評価と課題というところで述べているとおり、マーケット・インの発想でやっていくということについては、私どもは本当に賛成でございます。是非、そのことを踏まえていただきたいというふうに思っています。特に総じて食品も含めた物余りの時代ですので、第一次機能としてのおいしさ、栄養あるいは安全ということは第一義的ですが、それに加えて情緒的な価値という部分がこれからマーケットに浸透していく上では大切かと思えます。どういうふうな思いで生産者の方が作っているかということが、きちっと消費の場まで伝わるということが大事ですので、そこに対する一層のご努力を願いたいなということ、これは我々流通業においても、そういったことになっていかなければいけないというふうに感じております。

2点目は食料自給率の点でありますけれども、先ほどのご説明の資料の中にも国産原材料の課題と対応というところでありました。私どもは例えばセブンイレブンですと、お弁

当とかお惣菜で使っているお米は100%国産です。野菜の96%は国産を使っています。ただ、肉、魚になりますと2割程度になってしまっているというのが現状です。そしてまた、あえて私どもは強く国産ということをも物によっては打ち出している部分もあります。地域連携協定というようなもので、地方自治体と組んだときには、その土地でとれたものですよということではっきりと銘打つんですけれども、全国の推奨のものについてはなかなかしていないと。

この一つの要因はトレーサビリティの問題です。私どもは仕組みの中でトレーサビリティの仕組みを持って、原材料の担保というものを仕入れの段階からきちっと、例えばお弁当にはどこの原材料が使われているということを追跡できる仕組みを作っておるんですけれども、残念ながら私どものお取引先であるデリーメーカーさんに対する納入業者のほうから、先日も国産と言われていて中国産があったという事案が発生しました。これを我々が声高に国産と打ち出しますと、それが違っていたときに我々も攻撃の対象になってしまうということも起こりますので、そういったことはあえてしていません。我々も自分たちの中の仕入れの中で、トレーサビリティの明確化ということに努力してまいりますけれども、そこに対して農水省さんのほうのご努力をいただければなというふうに思っております。

3点目、これは我々の分野とは関係ありませんけれども、研究技術の開発というふうなお話がありましたので感じたところなんですけれども、中嶋部会長から大きなビジョンを持ってということも大事だという話があった反面、技術開発をより効率的に上げるためには課題解決、問題解決が一番なのかなというふうに思います。そういったことももちろんされているかというふうには思うんですけれども、例えば自分たちの事業会社のほうの例で申し上げるのは恐縮なんですけれども、私どもは現場で起こっている問題を定期的あるいは不定期に拾い上げて、それに対して自分たちで何ができるんだろうというふうなことを検討するという場を設けております。

そういったような意味で、広くあまねくではありませんけれども、意思のある、あるいはそういった意識の高い農業者の方たちから、今、何に困っているのかというようなことをきちっと吸い上げて、そして、それを定期、不定期で拾い上げて、それに対する研究開発にどういうことがあるんだろうとか、技術でどういうことができるのんだろうかというようなことを投げかけるというようなことも必要かと思う。既にされているかもしれませんが、私が不承知なことかもしれませんが、感じましたので申し上げます。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、小泉委員、お願いいたします。

○小泉委員 小泉でございます。今、ずっと資料を見せていただいて、言われていることですけれども、就農平均年齢がものすごく高いわけですよ。これをどうするかということになってくると、物理的に考えたら若い人に農家に入ってもらうことが一番重要なことである。若い人たちが農家に行かないなんていうのは全く間違ったことで、マスメディアがどんどんひとり歩きしてきたのが今までそういう風潮を生んでいるんです。

私はあちこちの大学で食文化論でいろんな今の日本の農業の問題、食料の問題を言いついて学生諸君にどうだと、今はこういう状況なんだ、60過ぎのお年寄りの方々、70近い方たちに君たちの食べている食べ物を作ってもらって、あと、口をあけて待っているような若者じゃだめじゃないか、どんどん出ていけ。そのかわり、こういう条件を与えるということで私は自分自身として若者が農家に行くアイデアを出してあげたんです。そして、その講義をした後、どのぐらい、こういう条件なら行くかといったら7割の学生が手を挙げる。それと、いま一つは学生だけでなく、北海道の中標津にある酪農家は世界一のチーズ作りに3人募集するといったら70人が応募してくる。大分県の麦農家もそうだ。だから、若者をいま少し農家というものはこんなにおもしろくて、これだけすごいことに参入できるんだという方策をいま一回、若者に説いてあげる。

私自身としては若者に農家に行って働いてもらう、独特の僕の小泉論というのがあるんですよ。これを5分で言えといっても難しい。だから、そのうちにまた時間があったらお話ししますけれども、とにかく農家所得がいっぱい入らないと若い人たちはあまり行かないので、農家所得をすごく上げるために、私は今、農家所得倍増論という論文を書いているんです。その中で何が一番若者なのか。だから、6次化も関係してくるし、そういうようなことで若者を取り込むということで農家所得をいかに上げるかということ。

それで、6次化をした場合には例えばただ6次化じゃなくて、6次化でどんな商品を農産物で作ったら売れるんだという売れる商品五原則ということのを僕は考えているんです。これはまず食べ物なんだからおいしくなければだめだというのは第一原則です。それから五つぐらい原則があるんですけれども、そういうようなことを若者にどんどん言っていくと、非常に若者は喜んで納得してくれます。そういうようなことを一つ思いました。

それからあと、自給率の問題なんですけれども、これも最近、私も関係していたんです

けれども、和食が世界遺産になりましたよね。それで、和食というものを考えますと、実は七つの食材でできているんですよ。根茎とって土の中のもの、それから、葉っぱとは白菜とかホウレンソウ、それが二つ目、三つ目は果物系、四つ目は山菜とかキノコとか、五つ目は豆、大豆が中心、六つ目は海草、七つ目は穀物。これが日本の和食の七原則で、全部、昔から日本の農家が作っているものですよね。だから、和食を推進するということが自体は、どんどんこれが自給率に上がってくるんだということを私どもは思っておりまして、特に一つ言っておきたいのは学校給食、そこで例えば高知県南国市の小学校全てが学校給食で、JA南国というのが非常にいい働きをやっているんですよ、市と一緒に農協が。それで、ここでは学校給食の90%が地元の農産物なんです、水産物も含めて。全国平均が23%ですから、そして、そこでどんどんやったら、驚くべきことに南国市の小学校と中学生の子どもたちのアンケート調査で、この町が好きだという人は子どもたちがほとんど全部です。だから、地元の食べ物を農家の人たちと一緒に子どもたちが作った食べ物を食べることがいかに地元を愛着し、そこに将来、残っていつてくれるかという、そういうようなことも非常に重要なことだと思う。

それから、南国市の場合だけじゃなくて、福島県の残念なことだったんですけども、飯舘村、これが87%ぐらい学校給食で地元率を持っていたんです。それから、栃木県の芳賀町、これが80何%。これはみんな、子どもたちが地元の町が好きだという、そういう地元のものと和食とを組み合わせた、そういうようなことをどんどん推進していくと、自給率も上がってくるんじゃないかと思っております。

それから、最後ですけども、イノシシ、あと、鹿、これは大変な問題です。僕もあちこちへ行ってみているんですけども、本当に大変です。ハンターが少なくなっちゃったという、猟師の人が少なくなったということもあれなんですけれども、本当に発想の大転換をしない限りは、こういう大きな問題の解決はできないと思います。ですから、どういうことをしたらいいかという、例えば害獣をいっぱいとして、それをどう利用していくかというほうがいいんですけども、日本の場合にはなかなか猟ができないから、例えば、今、アフリカへ行ってもどこへ行っても、人道的に食べ物がなくて死んでいく子どもたちが毎日3,000人、4,000人いるんです。

だから、そういう飢餓の人たちに向かって我々日本はそういう害獣というのか、イノシシとか鹿を有効な動物として利用して缶詰にして、それを海外に送ってやるということになったら、海外はむしろ日本というのは立派な国だと、そういうようなことでちゃんと命

まで利用してくれているじゃないかという、そういうような思い切ったことを発想するというのも、私は非常に重要なことじゃないかと思うんです。

田畑のここからこっちは人間で、ここからそっちが動物だったら、そっちは増える一方であるわけだから、そういうように大々的なもの、それから、いま一つ、この問題では海外ではどうしているのか。海外ではどういような駆除方法をとっているのか、どういような利用方法をしているのか。そういうようなことが次回に資料があればありがたいと思いますけれども、そんなことを考えました。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、香高委員、お願いします。

○香高委員 私からは食料消費の将来推計の試算についての質問を数点と、それから、6次産業化について少し意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、質問ですけれども、先ほどの資料3-1の1ページなんですけど、まず、1995年から2012年にかけてもこれだけ供給熱量、それから、摂取エネルギーともに下がっているというのは、どういうことが背景にあるというふうに分析しているのかということをお教えください。

それから、そもそも摂取エネルギーと供給熱量の関係なんですけれども、ほぼ平行に試算をされているようなんですけれども、これというのは今後もこういう平行で考えるべきなのか、それとも供給熱量というのは多分、農家のほうからどれだけ供給すべきかという数量だと思ってしまうんですが、農家とか輸入も含めて、これが例えば食品の廃棄が少なくなった場合には、この差が縮まるというふうに試算していいのかどうか、この辺のご見解をお聞かせください。

それから、3点目としてはコーホート効果、ある時期に生まれた人に見られる特徴を示した効果ということなんですけれども、具体的にここではどのような特徴があるというふうに分析され、今後、それがさらにどのような形に推移していくというふうに想定されているのかということをお教えください。

それから、少し多くなって恐縮なんですけれども、ページ4のところに書いてありますけれども、穀類、これの割合は減らないというような結果が出ています。これはあくまでも食べる全体の支出に対する割合なので、実際の数値はどうなっていくのかと。その上にあります支出総額の推計を見ると、1人当たりの食料支出総額というのが全体が減ってい

るということは、多分、量としては下がっていくというふうに考えていいのではないかと
思うんですが、自給率を考える上で非常に大きく左右する穀類が、結果的に量的に減ると
いうふうに考えていいのかどうか、この辺を教えてください。

それから、6次産業化についてです。6次産業化は基本的に私としては進めるべきだ
という見解を前提に意見を申し上げます。6次産業化についてはいろいろな施策が講じられ
ているということなんですが、基本計画を策定する上では、リスクの視点も少しにじませ
るような表記はできないかということ工夫すべきだと思っています。農業にかかわらず、
日本の企業のその後の廃業率というのは決して低いものではありません。安易に政策誘導
で6次産業化を誘導したとしても、結果的には何か忙しくなったんだけど、もうから
ないとか、隣近所との関係が結局、ぎすぎすしたというだけの悲劇を起こさないように、
政策的にも少し注意すべきじゃないかというふうに思います。

基本的な考え方としてはマーケット・イン、つまり、手前みそにならないような発想を
推進するということには大賛成です。それから、アドバイザーの仕組みをいろいろ作って
いらっしゃるようですけれども、人々の好みとか、需給というのは、日々、変化するもの
です。プランナーの指摘どおりにすれば100%うまくいくというほど、商売は簡単ではな
いと思います。

公的支援はあくまでも立ち上げをスムーズにさせるものであって、継続性を望むのであ
れば6次産業化を推進する人々自らプロの伴走者を探すとか、不断の努力が必要なのでは
ないかということも注意喚起が必要かと思っています。例えばよく成功事例が常に表記され
ていますけれども、例えば失敗学の視点から失敗例の紹介とか、注意点を強調して、こ
ういうことはまさかやっていないでしょうねというような視点でノウハウ本を作ってみる
とか、そういうようなことで失敗する人をできるだけ少なくするというような工夫も必要
ではないかと思っています。

それから、認定事業者などへのモニタリング調査のやり方も今のところ、まだ、立ち上
げ間もないということもあって、売上げが拡大するかどうかに焦点を当てているような
んですけれども、いかにもうけを出すかということが将来的にはポイントになると思いま
す。目標が雇用と所得の確保ということであれば、どれだけ利益が出ているか、あるいはその
方向にあるのかという視点で是非チェックをお願いしたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、小林委員、お願いいたします。

○小林委員 小林でございます。今日は本当に盛りだくさんな説明をいただきましてありがとうございます。よく現状が理解できました。そういう観点で二つの件でお話をしたいと思います。最初に人口減少社会における地方の活性化という観点で、もう一つは6次産業化ということでお話をしてみたいと思います。

まず、人口減少社会、これは農業だけではなくて、いろんな産業あるいは国自体の大問題だというふうに理解をしているわけですが、そういう観点で先ほど小泉先生もおっしゃったように、是非、若い人を含めていろいろ情勢をきちっとすべきだというふうに思うんです。日本が、我々が何に実は今、そういう課題に遭遇しているんだと。それに関して待ったなしだよということがいっぱいあるわけです。もちろん、人口減少もそうですし、あるいは高齢化もそうですし、あるいは地方が本当に疲弊する、農業も本当に大変だ。そういうことをみんなが共有するという、一部だけの議論にとどまらずに、みんなが議論すべきだとまず思うんです。

そういう観点で自分の経験で恐縮ですが、大学等でお話しすることが結構あるんですが、是非もっと若い人ということで高校で一回、話をしてみたことがあるんです、地方の。お話ししますと本当に皆さん、結構、問題意識を持ってくれるんです。それで、地方でこうなっているんですか、我々のところもそうなんですかという、それで全てが皆さん、農業に就労されるかどうかというのはもちろん別問題ですが、少なくともそれでいろんなところでの議論を盛り上げていく、地方レベルで。

そういうことがどうしても必要なんじゃないのかなというふうに思っておりまして、もうちょっと、今度は年をもっととった連中ですが、二十代の我々の社員を一つは和歌山の中山間地に出して、もう一つのグループは陸前高田で田植えとかをさせているんですけれども、皆さん、こんな苦勞をされているんだということがわかるわけです。だから、くどいようですが、是非、国民、特に若い方が、これが日本のこれからを支えるんだということを体験としてきちっと吸収していく、そういうプロセスがどうしても必要なんじゃないのかなというまず感じがいたします。

それと、是非、個々の地方に問いかけしてあるなと思いますのは、ないものねだりばかりしてはだめだから、あるもの探しできちっと一遍やってみると、地方の特性でどんな産業がうまくんだろうということも含めて、是非、あるもの探しできちっと皆さんでやっていただく必要があるのかなという感じがいたします。

それで、これからの地方の政策は農林水産業だけでは無理ですから、ほかの産業も含めた全体の産業構造がどうなるんだという議論を是非持って行っていただきたいという感じがいたします。ご主人が農業をできても奥さんも一緒に農業をやって、それでちゃんと家庭がうまくいくかどうかというのはなかなか難しいので、ほかの産業も含めた育成ということをいつも考えていく必要があるんじゃないのかなという感じがいたします。

それと、6次産業化に関してはさっき言っていたお話がありましたように、産業政策と地域政策という観点で、産業政策の中でどうしてもやる必要があるというふうに思うんですけれども、そういう意味で、いろんな規制というのはできるだけ取り払うと、例えばどこが主導権をとるとか、資本金のバランスはこうだとか、あまり難しいことは言わないと。とりあえず、いい案件に関して誰でもいいからどんどん入っていく。そういう中で、特に若手の農業経営者を中心に、是非、経営ということの勉強をしてもらう。例えばどのようにもうかって、例えばバランスシートはどんな感じになるんだろうとか、全体のことを知るといことが、将来にわたって若手経営者の方が中心にもうかる農業ができるというステップになりますので、そういう非常に地道な話だと思いますけれども、時間をかけてきちっとそういう教育をしていただく、あるいはそういう場所を逆に与えていく、そういう取組を是非お願いしたいなというふうに思います。

それと付け足しですけれども、鳥獣被害に関して実は僕も田舎のほうで町長とか市長が来ますと、大変だ、大変だと言いまくっておられるんですね。そのとおりだと思います。いろんな場で申し上げているんですけれども、植樹ということに関してはものすごいインセンティブがあったんだけど、伐採するということに関してほとんどインセンティブが何もなく、したがって、木は伸び放題で、それで、結局、日光が地表までいかない。草木も生えない。鳥獣がそこで生活できない。在所においてくるという、結構、悪いループに入っちゃっているんじゃないかなという気がしますので、是非、森林の伐採とか、その国内での利活用に関して、いろんなインセンティブを与えることによって、きちっと日本が持っている非常に少ない有効な資源をうまく活用していくというふうな展開で、政策の起案を是非お願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 近藤です。意見というか、意見と質問を4点ほどさせてください。

まず、内閣府で出されている地域の活力創造プランは、非常に方向としてはよく理解できますが、これをこの審議会で基本計画に反映させると、具体化せよという点では非常にハードルが高い。例えば所得倍増と簡単に言いますが、所得を下げようと思って努力した人は一人もいないはずで、この方針が出たからといって、そういうふうになるのかならないのか、ならない確率のほうが高い。大きな部分でいうと、構造改革、規制緩和とかを撤廃でこれをやろうとしているんですけども、価格政策抜きでこれが可能なのかどうか。そこら辺の政策検証は是非やっていただきたいなというふうに思います。

さらに何人かの委員の方がお話しされましたけれども、6次化というのは40年ぐらい前にミカンを増産したときに各県で果汁工場が作られました。これはまさに一次産業が6次化に手を出したわけですけども、現状がどうなっているかという、もちろん、ミカンも3分1以下に生産量が減ったこともあります。大半はメーカーのボトラーとして下請になっているわけです。6次化の必要性は、一次産業に利益が帰属しなくて他産業に流れていったものを一次産業側に引き戻すという大きな目的があるはずなんです。ここがそのようになるような仕掛け、仕組みを是非きっちり具体化をする必要があるというふうに思います。これをやらないでやっちゃうと、二番煎じ、三番煎じで利益分は全部外にまた吸い上げられる仕組みになりかねないというふうに思います。

それと、再生可能エネルギーの件ですけども、現場を見ますと、耕作放棄地みたいなところに異様な雰囲気の中で農地の中に太陽光のパネルがはめ込まれていて、農地政策上、どういうバランスをとるのかという視点を是非整理をしていただかないと異様な雰囲気がその中に、エネルギーを需給するという視点は非常にいいとして、そのやり方の工夫が要るのかなというふうに思います。

それと、内閣府の方がお見えですけども、規制改革会議で議論されている1枚紙の5番との関係がありますが、三つの農業委員会、生産法人、農協という、これを改革するとどう農業が成長するかという部分の説明が全くなされていなくて、この改革と農業の成長がどういうふうにリンクするのか、少しその辺の丁寧な説明を是非いただきたい。生産法人は我々も当事者でありますけれども、生産法人に対する一定の資本の参加といいますか、出資は大いに結構なことだと思いますので、この2点、農業委員会と農協の見直しと農業の所得がどう増えるのか。そうしないとただ壊して終わっちゃうということにならないようにしなければいかんと思うんですが、もし見解があればお伺いしたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、生源寺委員、お願いいたします。

○生源寺委員 今日は34条、35条ということですので、多少、意見を申し上げたいというふうに思います。ただ、その前に香高委員、小林委員あるいは近藤委員、あるいはそのほかの委員の方からのご発言に私自身、いろいろ思うところがあるといえますか、共鳴するところが非常に多かったものですから、多少、感想めいたことも申し上げたいと思います。

失敗学といえますか、こうしてはいけないというようなことについての情報の発信が重要だということは、全く私もそのとおりでと思います。それで、農林水産省に限らないんですけれども、辛口の表現をいたしますと、いろんな事業についての成果を強調するというトーンが政府部内はかなり強いという印象がありまして、したがって、6次産業化についても、あるいは農商工連携についても成功事例が出てきて、それで何か説明されると。もちろん、悪くはないんですけれども、白書なんかについてもややそういうトーンが強いかなという印象がありまして、いろいろ、ご配慮いただければと。いろんな切り口からのアプローチが必要かなと思います。

それと、私が名古屋大学に移って3年ちょっとになりますけれども、実は私も母校の高校で2度ほど農業についてのお話をする機会がありました。そこで感じたことは今の高校生、私の場合は都市部ですけれども、農林水産業に対する妙な先入観がない若者が多いなという感じがいたしました。私どもの世代ですと成長の下で衰退する産業という、そういう感覚がどうしてもこびりついているところがあるんですけれども、今の若い人にとってはそういうところはないなというような感じがして、そういう意味でもきちんとした説明なりをするということが非常に大事だというふうに思います。それで、そういう点でいいますと、活力創造プランなんかの今、近藤委員がおっしゃいましたけれども、10年間で所得の倍増という、こういうスローガンみたいな話ということが果たしてまじめに農業、農村のことを考えてようとする若者にアピールするかなという感じがしないでもないです。

逆にこれも活力創造プランの冒頭のところに、基幹的農業従事者の平均年齢が66歳と、これはよく知られていることですが、これが出ているわけです。しかし、日本農業は一律に論じられないわけであって、基本的には水田農業の高齢化が、シェアとして水田農業の農家の方が圧倒的に多いということもあって、全体の平均年齢に反映されていることであって、施設園芸とか、ある種の畜産とか、そういった分野では結構若い人がいるわけですね。それから、今日も就職する形で農業についている人、あるいは林業に就いて

いる人が増えているという話がありました。そういういろんな違いがあって、いろんな面があるということを伝えるということが非常に大事だと思います。66歳一本で何か伝わりとすれば、非常に妙な伝わり方になっているというふうに考えるべきかなと思います。

余分なことを申し上げましたけれども、農村振興の点につきましては、私自身、気になっているのは農業施設、インフラの維持管理です。それで、先ほどご説明で法律ができたということで、例の多面的機能に着目した直接支払も関係するんですけれども、この直接支払そのものは農地・水保全管理支払の拡充かなというふうに私自身は理解しております、これに多面的機能支払という表現を用いること自体が実はクエスチョンマークなんですけれども、そのことは横に置いておきまして、2007年からこの支援策は続いているわけです。特に農業者以外の方を巻き込むというようなことで、かなりいい効果を持ったということも認識しているつもりです。

ただ、もう一方、そもそも所有者と耕作者が分かれている、あるいは所有者がその村に住んでいない、こういうケースが増えている中で、そもそも農業用水なんかのインフラの維持管理を責任を持ってやる者が誰であるかということについても一度、整理する必要があるかなと。これは地域の実情に任せておけばいいというようなこともあるかもしれませんが、実はこの問題は土地改良の投資の土地改良法でいいますと3条の資格者の問題とも密接に絡んでいて、農水省の中でも研究会等でかなり議論をされていると思うんですね。このあたりはもう一度、議論の蓄積もあるわけですから、今後、どうするかということについて少しこの部会なり、審議会の場でも検討してみてもどうかという、こういう感じがいたします。

助成、サポートすることはいいんですけれども、これが広がっていきますとインフラの維持管理は国の義務であるという、こういう整理も私はなくはないというふうに思っておりますけれども、本当にそれでいいのかどうかということも含めて、考えていく必要があるかなと思います。

それからもう一つ、長くなって恐縮ですけれども、人口減少、それから、中山間の問題です。それで、今日、ご説明のあったことについては、現状の認識等については特に異論はございません。むしろ、今後、どうするかということで中山間の直接支払の3期対策ということもあるわけですが、客観的に見て今のトレンドを外挿した状況がそのまま実現するかどうかということは難しいところですが、大きく崩れることは恐らくないだろうというふうに判断すると、全ての集落なり、耕地を全て今の形で維持するという

ことは甚だ困難であると言わざるを得ないと思います。

それで、これはもちろん現場の市町村なり、集落の段階で判断するというところに最終的に私はなるとは思いますけれども、本当にこれを申し上げるのはなかなか重苦しい気分になるところがあるんですけれども、今後とも長期的にストックの形成のための投資を継続するような、そういう地域、地区と、それから、その意味での継続性についてはあるところで断念する、しかし、今、住んでいる人が住み続ける意思がある限り、また、住み続ける限りはフローとしてのサービスの提供は最後まで全うするという、こういう地域、そういうことのある種の線引きという用語がありますけれども、判断をすべき状況が出てきているのではないかとこのように思っております。

これは農林水産省だけの問題ではありません。それから、恐らく土地利用計画なり、そういうこととも多少、関係するかとはいえますけれども、この時点で人口減少なり、高齢化なりをもちろん押しとどめる、あるいはその速度を弱めるための努力は必要でありますけれども、しかし、一方、今、申し上げたような意味での非常に難しい判断について考える、あるいはそれを行うということも視野に入れる必要があるのではないかと、こう思っております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、武内委員、お願いいたします。

○武内委員 今日の説明の中で農商工連携、6次産業化の話が出ておりました、そのことについて皆さん、いろいろとご意見をいただいたところでございますけれども、私も第一次産業のほうに経済的なメリットがくるような形になっているのかということが大変気になっております。また、そういう形になるための仕掛けをきちっと作っているのかということも気になります。下流側を見ますと例えばITだとか、ある種の販売戦略だとか、そういうことのプロ集団がそういうことをやっているわけで、それに対していわゆる農林水産業に携わる人たちがそれに負けないようないわば知識と、それから、戦略というものを有しているかどうか、あるいはそれを奨励するような方向で施策が展開されてきたかどうかというのが、私は非常に大きな点だと思うんです。

今日の話の中で、大学の学生の中にも農業に従事したいという方が随分たくさんおられるということの話がありましたけれども、まさにそういう教育の中で得られた例えばIT技術だとか、広い世界を見た思考だとか、そういうものが農村の中に定着して、そして、

いわゆる第一次産業から見た6次産業化というものの戦略が構築されるという方向に向かうべきではないかというふうに私は思います。

そのことと関連して、私自身は再生可能エネルギーを農村地域に導入するという事は、基本的には積極的にすべきだと思います。これもしかし、先ほど来の話のようにある特定の企業がいわゆる耕作放棄地を何らかの形で借りるなり、買い取って、そこで固定価格買取制度を利用して利益はほとんどその会社になってしまうというふうな事態、そして、それが農村地域の景観を異様なものにしていくという、こういう話にもなりがちな、そういう危険性があるという中で、私は今まで農林水産省はどっちかという、いわゆる再生可能エネルギーの話というのは農業政策ではないから、むしろ、それに対してかなり抵抗してきた、だんだんと、それをやや受け入れる方向にきて、今日に至っているという状況だと思うんですが、私はそうではなくて、むしろ、積極的に農林水産業の施策として、再生可能エネルギーをどう位置付けていくべきかということを中心にきちんと考えた上で、それをいわゆる食料・農業・農村政策の中に位置付けるようなことにしていくべきではないかと思うんです。

それはとりもなおさず、まずは農林水産業の進展にとって、再生可能エネルギーの利用がどういうふうにならなっていくんだということを例えばでいうと、かんがい排水事業で大量のエネルギーを消費しているわけで、そういうところで、そこで再生可能エネルギーを入れる、施設園芸も大量のエネルギーを使っているわけで、そこで再生可能エネルギーを入れていく、それから、いわゆる酪農なんかでは加工の過程の中で、これも大量のエネルギーが要ると。そういうものをまず前提にしながら、農村地域全体に広げていくというふうな考え方をしていけば、私は本来の農村の在り方に非常にそぐうものになるのではないかと思うんです。

何か売電のために農村地域を使うという考え方ではなくて、農村地域をよくしていくために再生可能エネルギーをどう位置付けていくかということ、これも広い意味で地域全体を6次産業化していくという話の中に、私は広い意味では含まれていくことになるんじゃないかというふうに思いますので、この際、今、非常に東日本大震災以降のエネルギー政策の見直しの中で、私はむしろ再生可能エネルギーというのは地産地消のエネルギーですから、農林水産施策と非常に親和性が高いというふうに思っていますので、むしろ、そういう観点から積極的にこれを位置付けると。ただ、やみくもに広げればよいということではなくて、農業と関連付けて再生可能エネルギーを、私はコー・ハーベスティングと言っ

ていますけれども、いずれも自然の恵みを収穫するという観点で、きちっとした体系にすべきではないかというふうに思います。

それから、鳥獣被害の話が今日出ました。私も実は環境省のほうで法律の改正の前段となる議論に参加しておりまして、事業者制度を創設するとか、それから、夜間に捕獲するという形が可能なようにするとか、それから、いわゆる銃を持てる年齢を下げるというふうなことで、かなり捕獲をきちっとしていく体制ができるような形になってきておりまして、その細かいところを今、詰める形で小委員会を設置したばかりでございます。基本的には鳥獣を保護するという立場から、保護を前提として他方で拡大する特定の鳥獣については適正に管理していくという、そういう考え方の転換ですけれども、ただ、これを環境政策だけで考えていくと、なかなか、管理という考え方は難しいんです。

というのは、捕獲してどうするんだということが環境政策の中ではなかなか出てこないんです。先ほど小泉先生がおっしゃったことは、私は非常に大事な点だと思ひまして、これは食料だと、あるいは食文化だという形に展開していくというのが非常に大事なんじゃないかなと思うんです。ヨーロッパあたりではこういうものが非常に付加価値の高い食品として、私も時々、レストランに行くとフランスのジビエをとるので、これは言ってみれば鳥獣、野生動物を食っているわけでありまして、それをきちっとやるというのは農林水産省にやっていただく必要があるんじゃないかなと。

つまり、どうやってそれを上質な肉として処理し、加工していき、そして、販売していくかという、この戦略をきちっと作っていただくと非常にいいんじゃないかというふうに思うんです。本当にこのままでは、いろんな原因が言われているんですけれども、積雪量が減ったとか、オオカミがいないからだとか、いろいろあるんですけれども、管理の問題もありますけれども、いずれにしても放置しておきますと異様な数字で増加していきますので、そこを食文化の施策と結び付けるというのが非常にいいんじゃないかなということでございます。

それから、もう一つ、先ほど生源寺さんのお話にありましたけれども、全体として人口減少、それから、高齢化が進むというのは大きな傾向としては、そういう傾向を前提に地域の在り方を考えていくということが必要なんだということは私もそうだと思いますし、そういう中でしっかりと集落を守っていくところと、今、おられる方が最期まできちっと住み続けられるようにするということの施策を考えていくということも私は賛成ですけれども、そのところは国がこうしろとか、あるいは都道府県がこうしろというのではなく

て、基本的にはいろんな条件も考えつつ、地域の人たちが選んでいくということにせざるを得ないんじゃないかなというふうに私は思うんです。そのときに頑張っていこうというふうにした場合に、どういうことが想定できるかということをおおまかじめこちらのほうでシミュレーションしておき、いわばベストプラクティスとして、そうした方向性を提案するというふうな形がいいんじゃないかなというふうに思うんです。

私は今週も静岡の中山間地域の茶畑のところですけども、行ってきたんですが、6軒しかない集落なんですけれども、その集落は高品質のお茶の生産で今、非常に頑張っているんですけども、2家族がその集落に定住を始めたというんです、外から来て。これは聞いてみますと、森林組合に就職をして森林の手入れに従事するという若い人が来るようになったということで、それで、子どももたくさんいて学校に通い始めているということで、非常に生き生きとした形で集落が維持されているというので大変うれしかったんですけども、私が申し上げたいのは例えば大都市で人口減少、高齢化を考えると、これはそういう平均値で議論するしかないと思うんです。

そんなにちょっとしたいわば人々の取組が社会を大きく変えるということはないと思うんですけども、6戸しかない集落の社会を変えるというのは比較的変わるんです、すぐに。そういう意味で、目に見える効果というものが現れてくるという点では私はむしろ農村のほうがそういう人口減少、高齢化に対する施策の効果が見えやすい。例えばある地域に100人の若い農業者が来るだけで地域は多分、大きく変わるんじゃないかと思うんです。

そういうふうなことを前提に少し考えていくと、実は農業・農村政策というのは非常に変わり得る政策だという形で、少し物の見方を変えていくということもできるんじゃないかというふうに思ひまして、たまたま今週、そういう事例を拝見する機会があったものですから、そういう目で何となく今、農水省の施策って平均値で右下がりをおおえていると、その全体として右上がりにしようというかなり無理があつて、そうではなくてもうちょっと細かく見ていって、細かく見ていく中から希望の芽を伸ばしていくというふうな方向に議論をするということも必要じゃないかなというふうに、今日、特にいろんな数字、長期的な傾向を見せていただきまして、そういうふうにも考えたほうがいいんじゃないかなと思ったので、一言、申し上げさせていただきました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、萬歳委員、お願いいたします。

○萬歳委員 それでは、私なりの意見を述べさせていただきます。食料・農業・農村基本計画という見直しの段階であります、まさにその中で農村振興という、今まで話を聞いていますとまさに人口減少時代を迎えていると、5年連続減少しているという実態があるわけでありましたが、余りにもマイナス思考の中で物を語っているなという思いがします。当然、我々は減少時代から増加時代を迎えるべくいろんな手だて、これは食に対して行政の立場で農水省は大きな責任があると思います。人口問題という、人口減少から人口増加を迎えるような対応の中でも、食に対する扱いは積極的に将来を見据えた方向性が必要かなという思いがいたします。

戦後、昭和36年にできた農業基本法、あれは農業一本の基本法でありましたけれども、今は食料、それから、農村振興というものを加えた中での基本法に、これは平成11年でしたか、成立されたわけでありますので、農村振興はまさに食というもの、これは農水省の大きな責任の体制の中で方向付けをするべきだというふうに思っておりますので、人口減少だけの話じゃなくして、いろんな観点からの振興策をお願い申し上げたいと思います。

中山間地、いわゆる山のほうはまさに限界集落もたくさん存在をするわけでありまして、こういう集落、これは人があって初めて農業生産ができます。当然、これは川上の立場でありまして、川下の都市におきましては、その恩恵にあずかっているということも十分踏まえた中での農山村振興を考えてほしいと、十分なる役割を果たしているということも評価をいただきたいという思いをいたしております。そんなことで直接支払という制度もあるわけでありまして、6次産業化なり、あるいはグリーンツーリズムなりといういろんな取組をもって中山間地の活性化を図るとい、そういうことが重要でないかなという思いをいたしております。

それから、多面的機能支払、いわゆる日本型直接支払ということでありまして、社会政策だと言われます。その中で、当然、農地維持とか、資源向上支払がその中に含まれるわけでありまして、地方の負担があるわけでありまして、4分の1というのが県と自治体。自治体もいろいろな状況がございます。社会政策である限りは均衡ある対応が必要だという思いがしますので、地方自治体によってはその負担が重いという、できかねるという、そういう状況も心配されるところでありますので、社会政策に関しましては少なくとも国がきちんと補填できるような、そういう予算措置、財源措置をお願いせねばならんであろうという思いがいたしております。

それから、鳥獣被害対策、まさに捕獲の目標設定をなされるということで、10年後には

半減させるという目標が加えられたわけでありましてけれども、そういう面では対策の強化だと思えますし、評価をいたすところでございます。生産現場ではまさにこれが死活問題でありますので、環境省とも連携をとっていただきまして被害の発生防止、そういう多様な取組を強化いただきたいというふうに思っております。

それから、再生可能エネルギー関係でありますけれども、これもまさに地域の活力向上という、そういう観点から再エネ法の考え方は評価をいたすところでありますけれども、反面、省エネ対策というものも重要かというふうに思っております。そういう省エネ的な思いも一つの形でもって示していただければいいなという思いがいたしております。

先ほど研究開発等でいろんな話が出ましたけれども、私の先般のご質問でも申し上げましたが、バイオエタノール関係、これは平成19年から始まって5年間の実証を23年で一旦とめまして、それから再度、事業を興してもらって、24年から28年ということで延長してもらっているわけでありまして、今、自民党の皆さんからは、無駄遣いがあるかないかということの精査を願っている段階にあるやに聞いております。途中の段階で何かその施策が変わってくるような話も聞いておりますので、農水省としてはバイオエタノール絡みの話はどういうことと考えておられるのか、予算付けが途中で切れるようなことがあるのかどうなのか。農水省の予算付けのほうからしてどう思っておられるかということも、ひとつ所見として伺いたいというふうに思っております。

以上、私のほうからそういう話をしておきます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、藤井委員、よろしく申し上げます。

○藤井（千）委員 私からは2点、意見を述べたいと思います。

まず、中山間地域の振興についてです。先月、日本創成会議が人口減少についての試算を発表しています。その内容は、2040年に今の日本の自治体の半分が消滅可能都市になると試算しているんです。その理由としては自治体で若年女性、いわゆる出産が可能な女性、20歳から39歳が半分以下に減るというふうに試算しているんです。今、人口減少はいろんなところで言われていますけれども、これは若年女性が減るということに着目して試算しているもので、この消滅可能都市というのはかなり部分、今の中山間地域が含まれることになると思います。日本創成会議の試算というのは農業分野に突き付けられた課題じゃないかなと思うんです。

それを考えると、これまでの中山間地で講じた主な制度、講じた措置を見つめる限り、

例えば女性に農業に参入してもらおうとか、興味を持ってもらう、それから、アピールするという施策があまり見受けられないと思います。中山間地域の問題を女性の視点でこの試算というのは明らかにしているわけですから、次期計画ではそれに対する回答並びに対策をきちんと明示すべきじゃないかなと私は思います。

もう1点は6次産業化の推進についてですけれども、プロダクト・アウトではなくてマーケット・インの発想で進めるべきだというふうに、これにも明示されていますけれども、私はマーケット・インの発想だけでは、2020年に10兆円という数字が妥当かどうかというのは別に置きまして、とても爆発的な市場規模にはならないと思います。というのは、一つには今はもう人口減少時代に入っているんです。マーケットがそれだけ縮小する中で、マーケット・インの発想だけでは爆発的な市場拡大にはならない。つまり、6次産業をビジネス展開するときにはブルー・オーシャン的な戦略で未開拓な新しい市場を切り開き、新しい価値の商品を生み出すなどの発想が大事だと思います。マーケット・インだけではとてもその数値は達しないと思います。

それともう一つ、6次産業化の中で、この中に例えば資料1の3ページの①のところで人材育成、専門家によるサポートというところが掲げてあります。確かに都道府県の6次産業化プランナーが1,600人とか、いろいろな人たちがいて2,000人以上の方たちがサポーターとして支える体制はできている、そういう人たちの登録とか、選任とかは進んでいるんですけれども、6次産業を担う人たち、担い手をどう育成し、掘り起こすかというのがこの施策の中にはあまり見えないなと思います。

というのも、6次産業化とか地産地消の総合認定は直近の数字で今年度で1,900件ぐらいなんですよね。まだまだ少ない数字で、支援体制は重要ですけども、実際に担う人をどうやって掘り起こすのか、新規参入を呼びかけるかという仕掛け、これはいくつもの仕掛けが要ると思うんです。先ほどからも高校生とか大学生とかいう話が出ていましたけれども、私も大学生に接していて、彼らのキャリアパスの中に農業というのはないんですよ。そういうところにアプローチする施策、仕組み、仕掛けが6次産業化をこれから発展させる中では必要じゃないかなと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

今、それぞれご発言いただいている途中なんですけど、次官が途中で退席されるということで、ここでコメントをいただきたいと思います。

○事務次官 中座をしなければいけませんので、今まで出されましたご意見について私なりのお答えをできるところをさせていただきたいと思います。残りは当然、まだほかのスタッフがおりますので、是非、ご議論いただきたいと思います。

今日、全体に各委員の方々から人口減少の問題がかなりいろんな意味で提起されていると思います。今日、資料の中にも我々も入れさせていただいているわけですが、私どもは特に今の政権自体が今回の増田ショックといいますか、増田寛也さんが作ったレポート、藤井さんが今おっしゃったように、1,700のうち800いくらの市町村が消滅可能性のある市町村になるんだと。

これは非常に実名が実は入ってしまして実は中山間地域どころか、秋田県秋田市もそうになると、さらには豊島区もそうなるというようなことが書かれて、具体名が入っているので非常にショッキングな内容だったということだと思います。そういった意味での危機意識というのは、かなり閣内でも強く出ておりまして、多分ですけれども、内閣改造等がもしあった場合にはその関係の担当相が置かれて、各省からもスタッフを寄せたかなり大きな仕組みの、これに対する政府全体としての検討の場みたいなのができるじゃないかというふうに思っています。

私も実は増田寛也さんと知り合いだということもあって、彼とも少し議論したことがあるんですけども、その中で彼は今回の試算は非常に人口の今の動態、さらには階層別、男女別というのの推計をかなり詳細にやっておられるわけですけども、彼はこの試算というのはある意味で社会的な増減の部分は、政策の在り方によって大きく変わるんだということも付言をしていました。特にその中でいわゆる地域の中で人口を扶養する基本的な産業分野がそこに定着をして再生されていけば、かなりこのシナリオは変わってくるということも言っておられました。その中の大きな期待の星が農業であり、農業だけではだめだと、農業に関連する様々な分野じゃないかと。

そのいわゆる例として増田さんがおっしゃっていたのは、実は非常に皮肉なわけですけども、秋田県の場合に消滅市町村にならない市町村はどこかという大潟村だということです。大潟村は若い方々も残っておって、そこにもう一つおっしゃっていたのは、農作業だけではない、例えば販売管理まで含めてやるような農業関係の生産法人ができていて、そこに雇用されている若年の若い方が結構、定着しているんだといったようなことをおっしゃっていたのが非常に印象的だったことが一つと、もう一つは高知県なんですけれども、高知県に山間地域で禰原町というのがあるんです。ここも実は林業、再生可能エネルギー

というようなことを活用しながら、そういった方向性でのいろんな施策を打っておられて、ここも若い人がいらっしゃる。あとは馬路村というのがありまして、ここは実はJA馬路というところが非常に先進的にユズを使った商品の全国展開をしていて、実は全国への発送の拠点も馬路村の中にあるんです。ですから、そこでは若い女性の方もいっぱいいらっしゃって、いわゆる御歳暮、御中元の申込みの受け付けも馬路村の中でコールセンターがあってやっているといったような形でやっておられる。

そういった意味で、農業にプラスして、そういったまさにその地域で可能な6次化というものをどう図るかというのが非常に大きな課題だろうなというふうに思っています、そこら辺のことについて今回、農村振興という形の中ではありましたけれども、今日、ご議論いただいていることは、まさに時宜にかなったことなのではないかなというふうに思っています。そのところの施策をいかに強化するか、また、何人かの方からもご指摘がありました、そのいわゆる付加価値ベースをどうやって地域に呼び戻してくるか、また、そこでの付加価値を増やしていくのかといったようなことについても、さらなるご議論をいただければ大変ありがたいというふうに思っております。それが1点目でございます。

それから、もう1点、鳥獣害の問題は実は私どもも武内先生がまさに環境省のほうの委員会のほうで入っておられて、鳥獣の法律の改正ということで大きく保護という観点だけじゃなくて、一部の鳥獣については管理というところまで踏み出したということですが、その点については実は鳥獣議連という議連が与党にありまして、実は今まで普通は担当課長しか出ていないんですけれども、そこに農水と環境の次官は出てこいというふうに言われまして、今までとは違ったレベルでの鳥獣対策というものをやらなければいかんのだということについて強く言われております。私どもも異次元の対策をさせていただきたいと思っておりますというところまで、実は約束させられておりますので、先ほど来アイデアが即、どうかということはありませんけれども、我々として相当に真剣に取り組まなければいかん課題だというふうに思っております。

それから、今回のプランができて、それとの関係においてのご質問もあり、内閣府のほうから来ている人間に答えてみよというようなのもあったわけですが、なかなか、彼にも荷が重いのかなということで私なりに触れさせていただきますと、今回のプランの中で特に規制改革等についても、かなりいろんな議論があったということは、皆さん、新聞等でもご案内だと思うんですけれども、私どもの意図といいますのは最終的に農業・農村が活性化をしていくということ、それに向けてどういった役割をそれぞれの関

係する諸機関に果たしていただくかということでございます。

そういった意味で、要は例えば本当の意味でJAならJAの単協が先ほどいいましたように馬路村のようなところ、さらには様々に頑張っておられるところがあるわけですから、それをどういうふうにより支援を、例えば全国の組織なりがしていくのがベストなのかといったようなことの問題意識の下で議論させていただいたということで、最終の出口は農業・農村の振興ということ、農業の発展ということにつながるような方向性を見出していきたいというふうに思っております。

これについては当然、民間の団体と、それから、そうでない機関というのにはおのずと進め方等でも違いがあつてしかるべきだと思っております、そういった意味では、閣議決定された中にも系統組織の中での議論ということも踏まえて、具体化を図るんだということが言われておりますので、当然、そういった検討がそれぞれのところで進みますので、また、政府部内でも検討を深めていかなければいかんということになりますので、その過程でまた今日の企画部会の先生方のご意見も賜るような機会をまた設けられればと思っております。

あと、最後になりますが、萬歳会長から再生可能エネルギーの問題でのご指摘があつたんですけれども、再生可能エネルギーの一つの考え方として様々なやり方があるわけですが、バイオエタノールということについて、その開発をするというような形での事業をこれまで大体大きく言って2期にわたってやってまいりました。その過程でそれなりの技術実証ということもできてきたわけでございますが、具体的な採算ベース、事業としてまさに自立的に回っていくという姿というのが、なかなか、見出し得ていないというのもまた事実ということでございまして、当然、その事業施策をある程度の単位ごとにやってきた中で検証してPDCAという観点で今、検証過程にあるというふうに思っております。

その中で、与党の中での議論ということが昨年から行われておりまして、その中で、このままで28年度と言われるところまで同じような形ではやれないだろうというところについては、大体、ほぼ結論が出ておりまして、それに向けて近々、さて、今年、今年度の事業施策をどうするのかというところまで実は迫られておりまして、そういった意味では、相当の見直しはどうしても覚悟せざるを得ないというところにきているのかなと思っております。当然、それまでに実証事業に参画された方々の思いだとか、ご事情ということも当然あるわけでございますが、その見直し自体は不可避であろうというふうに思っております。もしございましたら担当局長が来ておりますので、また、ご議論いただければと思

っております。

私から本当に駆け足でございますけれども、今日、出ましたご意見についての私なりのコメントをさせていただきました。ありがとうございました。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、再び委員からの発言ということで、松本委員、よろしくお願ひいたします。

○松本委員 今日には地域振興なり、そういう観点で考えますと、どうしても中山間というところへ一番の焦点がいかざるを得ないと思います。そういう観点で各委員の先生方からもいろいろお話がありましたし、それから、今、次官からもコメントがありまして、私が申し上げたいなと思っておるところでかなりダブっておるところがありまして、繰り返しになるかもしれませんが、せっかくの機会ですから思うところを、三、四点、述べさせていただきますと思います。

一つは条件不利ということで、これからも大変中山間は特に鳥獣害の関係などで、放っておけばさらなる荒廃が進むということは誰が見てもそういうことになるんだと思います。以前も申し上げましたけれども、そういう地帯では将来、生かすべきといいですか、守るべきといいですか、基本資源である農地をきちんともう一回仕分けをする必要があります。これはかなり地方自治体のご判断が相当大きく左右する案件だと思います。農振計画とか、あるいは生産調整とか、いろいろな施策が複雑に絡んで形が作られておるということで、農業者が地目を変更しますと持ち出しても、なかなか、政策的に隘路がありまして、相当悩ましいことが現実にはあるんです。

世の中では40万ヘクタール近くほどの耕作放棄地がある、460万ヘクタールの外枠にそういう遊んでいる農地があるんだということが喧伝されています。大変重要な案件でありますけれども、仕分けという現場の取組が進むようにもう少し潤滑油を付けないと、なかなか、一歩が出ないんじゃないかという問題意識があります。これは難しいことでありますけれども、それを乗り越えない限りは将来的に生かしていくべき農地として政策の対象にする、あるいはここはそれこそ里山とか、鳥獣害対策として一定のエリアとして逆提供するとか、そういう判断がしにくい、そういうところの今ちょうど境目にあるので、これは政策的にも突っ込んだ検討をお願いしなければならないときではないかという問題意識を持っています。

その仕分けをすれば、このたび法制されました日本型直接支払も、将来的にさらなる肉付けがやれる可能性があるんじゃないか、また、そういう必要性も出てくるんじゃないか

という感じがします。

それから、農村の特に水田地帯で集落営農とか、規模拡大をやっても、道普請とか、畦畔管理とか、水路管理とか、経営を拡大したけれども、目に見えない負担を相当、経営として背負い込まなければいけない。見えないところでありますけれども、こういうところをどうサポートするかという点です。

かつてシルバーセンターで庭の管理とか、いろいろとありましたけれども、それなりにまだ元気な高齢者が一定の数は地域におられるので、そういう方々の組織化といいますか、あるいは集落間が連帯するサポートグループとか、そういう人的な取組なり、グループ化についてももう少し真剣に考える必要があると思います。立派な経営がさらに進んでいくためにも、そういうふうな取組をどういうふうにサポートするかを考えることが必要ではないかと、現場からそういう悩みの声が出ていますので、考える必要があるんじゃないかと思っています。

三つ目は長くなるんですが、次官からもありましたけれども、6次産業化とか、農商工連携というんですけれども、いろいろ、チャレンジするということが重要だと思いますけれども、人が減り、将来はないぞという、みんな、こういう心配しているというこの時期に、こういう6次産業化を進めるといったときのポイントは、この取組で出てきた付加価値といいますか、果実が少額でも地元ToStraitにとどまるという仕組みがない限り、農業・農村所得倍増につながらない。、生まれた付加価値が全部とは言いませんけれども、かなりの部分が着実に地元そのままとどまる、こうやっていかないと、中山間は増田先生の話のように30年後にはなるんじゃないかと、こういうふうに思います。

そういう中で1点、若い人がとどまるために、例えば高地や中山間と、平場との間で地域を跨いで経営を仕組む、地域でタッグを組んでやるような経営システムというもの、そういうものをもっともっと政策的にも後押ししたらいいんじゃないかと思っています。あるいはセラピー農園とか、いろいろと手法があると思います。農村の地域性のメリットをもう少し活用して生かす、そういう農業経営に力を入れて積み上げていく、こういうことが中山間を考えたときに、必要になるんじゃないかというふうな感想を持っております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、三石委員、お願いいたします。

○三石委員 大きな論点は、かなり皆さんがカバーされていると思います。一番初めに市

川委員が述べられましたが、多分、こういった様々なデータ、個別のデータをベースにして現状認識をみんなが共有すること、つまり、農水省、それから、委員の我々が共有して、その上で非常に現実的な将来を描いていくという作業がこれから出てくるのだろうと理解しております。

人口減少そのものは日本国内に関してみれば、これに近い形になるのだろうということは私も異存はありません。ただ、これだけを考えていても仕方がなく、ビジネスの視点も入れて考えれば、日本の周りの国では人口がこれからどんどん増えていくという点も重要です。そうするとマーケットという視点も忘れてはいけないと思います。今日の話の中では、例えば政策や規制、こういった農水省の主な役割、それから、一方で地域社会の様々な役割が出ていましたが、同時に、市場経済が続くのであれば、市場の原理あるいはマーケットの役割というものも合わせて考えていかないと片手落ちになっていくと思います。

実際に農村を活性化するには政策を立てて、それを地域で強引に進めても、市場原理が相当程度、影響してくることは間違いないので、この三つをうまくバランスをとっていくこと、言うは易く行うは難しいと思いますが、頭の中で我々はどうしても市場経済というものを考えていかなければいけないという気がいたします。これが1点目です。

それから2点目として、現実的な目で見ると、450万ヘクタールの耕地が、例えば高齢化などにより、無人化危惧の集落が今後増えていった場合のことがあります。先ほど、ざっと見たところでも120万ヘクタールぐらいありました。ということは、2050年に450万ヘクタールがどのくらいになるのかという見通しが資料には出ていませんでしたが、仮に同じだとしても、多くて3分の1、少なくとも4分の1から3分の1ぐらいの日本の耕地が無人工化、高齢化により厳しい状態になっている可能性があると考えられます。それに対して我々はどのような対応をとるのかというときに、私は一つの鍵となるのが技術だと思っています。

これは自然科学的な技術だけではなく、先ほど小林委員も言われましたけれども、経営管理の技術、少ない人の中でいかに農地をマネジメントしていくのかという技術、それをサポートするための機械的あるいは自然科学的な技術、この辺をこれから腰を据えて投資をしながら、促進していくことが必要になるのかなという感じがいたします。

最後に、3点目。農業、食品産業、それから、食べるということは恐らく究極的には完璧なローカル産業だと思います。地域がなくてはだめだし、本当にグローバルな産業にはなかなかかなり得ない。ただし、その農業と食品産業の中で得たいろいろな知見というのは、

グローバルなマーケットに適用が可能だと考えます。したがって、今後の技術開発だとか、それから、経営、マーケティングの方法の中では、日本の中でいかに世界に通用するような世界水準のものをしっかりと確保しておき、それを世界各地、あるいはこれから伸びていくマーケットに適用させるような施策と、足元の地域をどのように守っていくかという施策をバランスよくやっていくことが必要になるのかなと思います。日本でとれた農産物をそのまま輸出するとか、そういうことでは恐らく話にならないと思います。

先ほど鳥獣害の話も出ましたけれども、いかに日本で付加価値を付けて、それを外に出すかということです。昔の言葉で言うと、1960年代の加工貿易みたいなもののイメージの現代版かもしれません。日本国内にある原材料、それから、必要であればバルクで例えば穀物を輸入し、それらにさらなる付加価値を付けて、再度、需要が伸びている地域に出すということです。こうした展開ができれば、農村で作る商品・農産物は自分たちが消費するだけではなくて、それ以上の需要がある外の世界にも供給できることとなります。このようなイメージを持つこと、つまり右下がりの世界だけではなく、外の世界は急速に伸びているのだと認識し、我々はそこにどういうふうに関与していくかを考えることが重要です。そうした行動を通じて日本の農業・農村を活性化していく、そうすれば将来が描けるのではないかなという気がいたしました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、山内委員、お願いいたします。

○山内委員 3点、申し上げます。

まず、全般的な今後の進め方についてなんですけれども、こうやって振り返りが続いてまいりまして、8月には今までの検証がまとまるというふうに聞いております。今回の検証は今まで2000年から3回、基本計画が策定されているわけなんですけれども、それぞれの振り返り、見直しという程度ではなく、抜本的に今後の日本社会の発展の方向を見て、提案をしていくべきと考えています。その際により広範に国民に問題提起し、できることとやっていきたいこと、できないことを明らかにして、意見を問うたほうがいいのではないかなというふうに感じております。

この間、私が所属をしております生協でも、基本計画の見直しのたびに生協として生産者の皆さんや生産地の状況を考え、生協として食料農業問題に対し何ができるのか、検討してきています。今回も論議を始めているんですけれども、非常に各地で関心は高いです。

生産者や生産地と一緒に協力をしてきた関係がございますので、それぞれの皆さんが抱えていらっしゃる問題、後継者がいなくなったとか、どうやって農村を維持するかということに消費者である我々も大変関心を持っております。それは、その地域に住んでいる方々が相手を見て一緒にやっているからだというふうに思いますけれども、要するに他人ごとではなく、今後の自分たちの住む地域社会の維持発展に、どのようにそれぞれの立場で臨んだらいいのかという問題意識を持っているというふうに考えております。

今後、意見を求めるときには課題が多くかつ広い範囲に及んでいるので、特にこの点は消費者に論議してほしいとか、食品産業の皆さんに考えていただきたいこととか、対象別の意見交換会なども設置してもいいのかもしれません。そのときに、今日も出ております若い青年の意見を求めるというような場を作ったらどうかと思いました。生協で論議をしているときに、農林水産省が論議を始めていることが地域にはなかなか見えないという意見がありましたので、いろいろな形で広く知らせ、意見をもらう場を作っていただきたいと考えます。

2点目は農業・農村の持つ機能の点です。最近、生活協同組合で農業生産法人を作って、自ら農業生産を行っているところもありますが、併せて障害を持つ方々の就労の場として利用しているところもございます。農業生産とか農業作業が非常に障害を持った方にマッチする部分がありまして、今、受入れが増えているところです。併せて障害を持つ方だけでなく、いろいろな生きづらさ、働きづらさを抱えていらっしゃる方が、仕事につく訓練の場としても使えるというふうに現場の方はおっしゃっておりまして、例えば生協の仕事の中でメンタルな問題を抱えて休んでしまった人が、自分の仕事に戻るプロセスで農業の生産に従事し、仕事になれながらもとに戻っていくということに利用している生協もあります。こういった点での機能も非常に重要だと思っておりますので、政策の中で考えていただければと思います。

3点目は農協改革の点でございます。生活協同組合も農協と同じ協同組合です。今回の改革の指摘については、外から見て様々な問題が見えるということであり、経営体、事業体としての組織改革や経営改革の視点を受け止めるべきと考えています。こういった改革はどの事業体にとっても不可欠ですから、農協の皆さん自身が受けとめて改革を進めていかれるというふうに思います。一方、論議の中で株式会社化するとよいというふうなニュアンスがありまして、例えば農業協同組合ですと農業生産にかかわられる方、生協ですと消費生活にかかわって、協同組合を選択した人が一人一人、出資をして、そして組織を作

り、共通の経済的な利益のために事業を行うということで自主的にやっている組織です。こういった組織形態、経営形態を選んでいる理由もございますので、こちらに対する正しいご認識をいただきたいというふうに思っております。

以上、3点でございました。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、最後に私も一言、コメントさせていただきたいと思います。今回、人口減少が与える影響について、非常に限られた時間の中で詳細な検討をしていただいたことに感謝を申し上げます。私は常々、定量的な情報に基づいた制度設計が重要だと思っておりますが、今回、こうやって出していただいたことは、今後の検討に非常に大きな役割を果たすのではないかと思っております。

今回の推計を見てはっきりわかったことは、日本の農業が単なる国内の食料供給産業であるだけならば、成長はないということがはっきりしたということでございます。そのために例えば輸出も重要なのだと思いますけれども、先ほど藤井委員もおっしゃったようなブルー・オーシャン戦略でしょうか、新たなマーケットの拡大というようなことも、もっと積極的に考えていかなければいけない。その中には例えばグリーンツーリズムのような観光にも、もう少し焦点を当てるべきではないかなと思っております。

新たな技術を使った商品の開発なども、積極的に行っていく必要があると思うんですが、それをイノベーションとして実現するビジネスに結び付けていくには、いろいろな制度上の問題があると思います。今後の計画を考えていく上で、どういう課題があるのかということをも改めてもう一度、整理する必要があるのではないかなと思いました。規制改革実施計画という文書をいただきましたが、その後ろにどういう規制改革をすべき課題があるかということを一覧していただき、どういう措置をとっているかがわかるようになっておりますけれども、これは現段階での課題であるということで、将来、どういう課題があるかということも踏み込んだ議論も必要ではないかなと思っております。

それから、これを申し上げるとさらに何か宿題をお願いするような形になるかもしれませんが、人口減少局面において消費の問題と、それから、農村集落の問題はわかったんですが、私は働き手がなくなるという問題をもう少しはっきりさせていただいたほうがいいかなと思いました。つまり、労働力不足がどのくらい深刻になるかということです。現在も人手不足というのがいろんなところで取り沙汰されております。農林水産業において人手を確保するのが大変難しい。これは震災の影響等もあるのかもしれませんが、

これにさらに今以上の人口減少が起これば、もっと問題は深まってしまうということで、これも全体の政策を考える上での一つ大きなポイントだと思いますので、できればご検討いただければと考えました。

以上、私も含めて全員の委員からご意見をいただいたわけですが、あと、残りが30分ございます。それで、コメントを担当の方からいただきたいと思いますが、なるべくこれもコンパクトにさせていただいて、少し最後に時間を残した上で、また、委員からご意見をいただければという進め方をしたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

○農村振興局長 それでは、まず私から、多岐にわたるご意見等がありましたので、詳細に網羅的にお答えすることは難しいかと思っておりますけれども、印象に残りました点を大きく括って申し上げます。

1点目は人口減少社会の中での集落機能の維持、あるいは農業生産、農地の維持といったところでございます。これにつきましては、今後どのような考え方のもとに、どういう対策を講じていくかということについて、お示しをいたしましたA3横長の資料の右側の、これまでの評価と課題等の2ページの上のほうの①あるいは②といったところに、括弧書きの中に盛り込んでおります。こういったことを今後、御議論いただく中で、ご意見を賜りながら検討していきたいということでございます。

それから、生源寺委員から土地改良の在り方について言及がありました。これは委員がおっしゃいましたように、土地改良法第3条の3条資格者の問題にかかわる大きな問題でございます。制度の根幹中の根幹にかかわるところでございます。これは多角的に慎重に検討しなければならない重要な課題だと認識しております。そうした中で、今年度から農地中間管理機構が始動しております。それがこの分野においてどういう機能を果たすのか、そのときに土地改良法との関係、特に3条資格との関係はどうなるのかというところをよく見極めて、実態を踏まえて地に足のついた議論をしないと危ういところもあろうかと思っておりますので、また、そういう実態も確認といいますか、調べながら、また、ご意見をいただきながら検討してまいりたい、非常に大きな課題であると考えております。

それから、若者の視点なり、若者へのこちらからのアピール、あるいは若者の皆様のご意見をこちらに取り入れる、そういったことがございます。あるいは山内委員からあった障害を持つ方々などの農業へのかかわりや役割、そのほか、グリーンツーリズムのようなお話もいくつか出てまいりました。こういったところは、施策としましては次回に予定

しております都市と農山漁村の共生・対流による地域の活性化といったところに大きく括られますので、今日、いただいたご意見も踏まえて次回の説明でご説明をしたいと考えております。

それから、女性の位置付けでございますけれども、藤井委員からあった中山間地域における女性の位置付けで、ご説明は申し上げられませんでした。資料2-2という資料にいろいろな事例等も入っております。この中で資料2-2の42ページというところに、A県S町のK集落協定という事例が書いてありますけれども、この中で高齢者、女性等の構成員の働く場の提供と所得確保のため云々ということがございます。ここは、高齢者、女性の働く場の確保ということを確認に目標に掲げて、取組を推進しているところでございまして、中山間地域において特に特産的な農産物を生かした女性による起業ということになるかと思っております。6次産業化といったような取組の優良事例では、多くの場合、女性の方が重要な役割を果たしていると感じております。こういったことを今回の施策の検討の中で、どのように反映させていけるかということが検討課題だろうというふうに認識をしております。

以上でございます。

○食料産業局長 6次化の関係でいろいろ委員の先生方からお話ございまして、何点か、共通する点がございます。ほとんどおっしゃるとおりだというふうに私は思っておりますが、まず、一つとして地元でできるだけ付加価値が落ちる、所得が向上するというところにすべきだということでございます。これもまさにおっしゃるとおりでございまして、資料の説明を申し上げた農商工連携促進法というのが平成20年にできたということで、これに農商工連携でやってきたわけですが、まさに農業者が主体で付加価値を取り込んでいくということが政策課題として必要だったものですから、6次産業化・地産地消法というのが平成22年にできております。所得ですとか、それから、雇用への影響とか効果とか、今回、6次産業化支援法によって認定されてから、一、二年なものですから、これから所得がどうなっていくのか、雇用にどういう影響があるのかというのは、もう少し時間を置いてモニターを継続的に行ってきたと思っております。

それで、その関連でいいますと、確かに6次産業化は農業者が主体だということでやっているわけですが、これをあまり言い過ぎると産業競争力会議からも言われたんですけれども、農業者に新しい事業を行う際の資金余力があるのかどうかということで、特にA-FIVE、官民ファンドの種々の在り方についての問題提起がありましたけれども、いず

れにしましても我々としては農林水産業に携わる一次産業に所得が落ちるといふ、こういった取組を今後とも続けていきたいと思っております。

それから、6次産業化の中でマーケット・インが重要だといふ、まさにおっしゃるとおりでございます、失敗例とかは作ったはいいいけれども、売れないと、こういうようなことも要因としてあるかと思っております。ですから、マーケット・イン、まさに市場で評価されて市場で売れると、こういった商品を作るのが必要だといふふうに思っております。まさにおっしゃるとおりだと思っております。

それから、いろいろサポートの体制はできているけれども、担い手が本当にいるのか、担い手は少ないんじゃないかというお話がございましたが、まさにこれまで国が何か補助を出さなくてもやっているところはやっているんです。実際にやっているところは本当に前からやっている。結構、最近はJAなんかでも非常に6次産業化について関心を持ち始めているところが多くなってきていまして、もう少しこれが浸透していけば、さらにやってみようというような人がさらに増えてくるのではないかと思っております。

ちなみに、教育というのは大事だと思っておりますが、資料2-3の3ページのところをご覧くださいと、6次産業化について高等学校の農業科の教科書の中に6次産業化というのが既に出てきておりまして、高校レベルで6次産業化について生徒たちに話ができる、そういう教育できる環境にあるかと思っております。

それから、これも6次産業化でございますけれども、うまくいっている事例だけでなく失敗事例も紹介すべきだと。これはまさにおっしゃるとおりでございます、当然、リスクがある事業に乗り出すわけですから失敗事例もあります。計画の認定を受けても取り下げるといふ事例もございますので、そういったなぜうまくいかなかったのかといふものも紹介をしていこうと思っております。いずれにしましても、6次化に関しましては6次化法が5年後の見直しを来年に迎えます。また、A-FIVEのほうも来年に、これも3年後の見直しを迎えますので、いろんな課題、また、いろんなご意見を踏まえながら、この見直し作業を行っていこうかと思っております。

それから、小泉委員のほうから学校給食の話がございました。地産地消で学校給食が活用されるということは、まさにいろんな教育の面でも非常にいい効果があると思っております。これは国がやる前から地域では率先してやっているところがございます。ただ、地域がある意味でテークオフしやすいように、我々としても地域の取組に対しましていわゆる補助を去年から行ってまいります。

それから、再エネの関係でお話がありました。エネルギー政策全般はベストエネルギーミックスという話がありましたけれども、これは政府全体でやっている話でございます。我々農林水産省としては地域の活性化のために、政策を総動員するということで再エネにも取り組んでおりまして、去年11月に再エネの法律が成立したわけでございますけれども、地域におきましては未利用の土地ですとか、それから、いろんな資源がございます。それを有効に活用して、できるだけ地域が元気になる、所得が上がって活性化すると、こういったことを目指したわけですが、ただ、再エネの施設をどんどん作って、例えば景観を指摘されるのがございましたけれども、無秩序な再エネ施設の設置を防ぐためにも、去年、そういった法案を出したわけでございます。

いずれにしても、この法律の枠組みで再エネが進みますと、市町村を中心とした地域で協議会を設けて地域の合意の下に、これが進むということと、それから、その中で再エネの結果の例えば売電収益がございますが、売電収益なんかも地域の農業の健全な発展にどう活用していくかという、こういうこともその中で含めて議論して、そういった計画もちゃんと作ってもらうということになっていますので、まだ、5月1日に施行されたばかりですので、今後、周知をして、この制度が活用されるようにやっていきたいと思っております。

○農林水産政策研究所長 それでは、まずは、私からは市川委員のご質問、3-1の資料の3ページで1人当たりの食料支出が2050年には17%も伸びるということで、これをえっと思ったのは市川委員だけではなくて私もえっと思いましたし、ほかの委員の皆さんでもそう思った方がいるのではないかと拝察をしておりますが、若干、説明いたしますと、この間に経済成長があつて、1人当たりの実質GDPも伸びていくと、そういう前提の下に試算しております。

その伸びの数字は、OECD-FAOのAgricultural Outlook 2013-2022というものによっておりまして、ざっと言えば1%台で少し振れながらいくというようなことなんですけれども、これが2050年までということになると、ずっと積み重なって行って、1人当たりの実質GDPは80%以上伸びます。その中の17%ですので、そういう意味ではエンゲル係数は下がります。それから、ここでは実質で全て計算しておりますので、価格が上昇するという要因は入っておりません。これが市川委員のご質問に対するお答えです。

それから、香高委員からのご質問、これは1ページの資料で特に95年から2012年も摂取エネルギーが低下をしているということでありまして、これは効果としては時代効果、生

活パターンが変化をして摂取エネルギーが少なくなっていると、こういうことだというふうに分析をしております。特にこの間、大きく下がった年代なり、男女別でいうと、男性の30代、40代、それから、女性の10代、この辺が下がっております。男性のほうはひょっとするとオフィスで仕事をしているときに、95年ごろだと農林省もばたばた廊下を歩いてコピーを配っていましたが、今は大体メールでやっているとか、そういうことがひょっとすると影響しているのかもしれない。

それから、摂取量とそれから供給の関係ですけれども、これは香高委員がおっしゃったとおりで廃棄する分が減れば、これは縮まっていくと。ただ、ここの計算ではこれまでの推移がそのまま継続するという前提で計算をしているものであります。

それから、コーホート効果の具体的なものなんですけれども、恐縮ですが、資料の6ページをお開きいただきたいと思います。特に資料3-1の6ページですが、顕著なのは90年代以降に生まれた男性のカロリー摂取がほかに比べて大きいと。これはコーホート効果として、この人たちは今後もかなり食べ続けるだろうみたいなことが、先ほどの分析の中に入り込んでいるということになります。これが一つ。

それから、穀物の消費支出水準がどうなるかということなんですけれども、これも恐縮ですが、資料の11ページをお開きいただきたいと思います。とても見にくい資料で申しわけないんですけれども、一応、円の中心から出ている線がその品目、円の品目だと思ってください。そうするとパンは少し消費支出、これは2050年ではなくて2030年まで、このレベルの分析だと2030年までになります。2030年までに少し増えると。一方、米は減る、それから、麺類も減ると、こういう分析になっています。ただ、一方で主食的調理食品のように大きく今後も伸びるであろうと思われるものもありますので、米とか小麦の供給量、あるいはそれを含めた自給率みたいなことを考える場合には、これだけの資料では分析できない、逆に言えば、先ほども言いましたけれども、そういう主食用の調理食品ですとか、加工食品ですとか、そういうものに対する国産の供給をどう増やしていくかというところが課題だろうということかと思えます。

○生産局生産振興審議官 鳥獣被害に関していくつかご指摘がございました。次官からお話もあったとおりでございますけれども、鳥獣被害が今、日本では非常に全国で積み上げでございまして、近年、200億円ぐらいの農業被害額が出ております。平成24年度は230億円ぐらいでございました。イノシシと鹿と猿の害で7割を占めている状況でございます。200億円程度と申しましても、額の数字に現れる以上に、収穫前にせっかく丹精

を込めて作ったものがとられてしまうということもありまして、農家の意欲を非常にそいでおるということで、非常に深刻な問題になっているというふうに認識しております。

対策でございますけれども、鳥獣被害に対しましては対策の特別措置法という議員立法でできた法律がございまして、これに基づきまして各市町村が被害防止計画を立てて、それに応じましてわなを仕掛けたり、おりを仕掛けたり、あるいは捕獲をするために実施隊というのを組織して捕獲をするとかいうことをしております。農水省はそれに対する補助でございますとか、あるいは自治体の方々がイノシシを例えばとった場合に1頭当たり8,000円とか、そういったようなものをお出しするというふうなことだとか、あるいは射撃場を整備して技能を磨いていただくとか、そういったいろんなことをやっております。

それから、おかげさまで、今、全1,700市町村がある中で、鳥獣被害が認められているというところが大体1,500市町村ぐらいございまして、そのうち被害防止計画を立てているのが1,360ぐらい、それから、実施隊を設置しているのが745ということございまして、少しずつ整備してございますけれども、まだまだ、発展途上でございますので、きちんとやっていきたいということでございます。

それで、とったお肉の利活用といったことも重要だというご指摘がございました。そうございまして、私どもも交付金の中でそういった処理施設、食事加工施設を整備する部分についても補助をしております。今、我々で21施設ほど補助してございますけれども、それ以外にでも調べましたところ、平成20年ではいわゆるジビエというか、処理の加工施設が42施設ぐらいあったのが、今、勘定いたしますと146まで増えておりますので、そういった取組が非常に増えているというところでございます。

ただ、いろいろ聞き取りますと、ペイしているかというとなかなか例えばいつ入荷するかもわからないとか、それから、季節がジョウズとか、あと、売れるかどうかわからないといったこともありまして、なかなか、難しいということがございますけれども、少しずつ取組は増えております。食肉利用だけではなくてペットの餌でございますとか、あるいは動物園の餌に使っていただいたりとかいうことも取組がございます。その他、いろいろ、カッチカチは広めていかなければいけないと思っておりますけれども、缶詰にして途上国まで持っていけるかという、若干、今のペイしている状況を見ますとなかなか難しいかとは存じますけれども、いろんなことを考えていかななくてはいけないというふうに思っております。

それから、食肉でございまして、屠畜場で殺すわけではございませんので、衛生

上の問題がございます。これに対して厚生省が食肉利用する際のガイドラインといったことを検討していただいておりますので、私どもはオブザーバーとして参加しておりますけれども、これによって円滑な利用が進むようにしてまいりたいと思っております。

あと、こういったことにつきましては8省庁で連携をしております、例えば自衛隊の方々に動物を追うのを手伝っていただいたりとか、あるいは文化庁の方々にはカモシカを撃つのに若干規制を緩めていただいたりとか、もちろん、環境省は今度は鳥獣保護法を改正いただいて、保護だけじゃなくて管理もやっていただくといったこともあってございますけれども、それで、抜本的なということで今の捕獲活動のままだと、鹿とイノシシは10年後にまた倍になってしまうというふうな予測を環境省は持っておりますので、だから、今の倍の捕獲活動をかけていかないと現状が維持できないということでございますけれども、それを半分にするということがかなりの捕獲をしていかなければならないといったことで、対策を考えていかなければならないという状況にあるところでございます。

あと、諸外国の制度につきましては調べまして、また、資料を提出させていただきたいと思っております。

○技術会議事務局 技術会議事務局でございます。伊藤委員のほうから研究開発に当たって現場の課題をよく把握するよというお話がございました。今は都道府県や農業団体や業界団体などを通じて課題把握を行っているところでありますけれども、意識の高い農業者などからの直接的な課題把握、コミュニケーションというものもこれから強化していきたいというふうに思っております。今、実証的な研究を各地域でやっておりますけれども、この中でも先進的な農家の皆さんに研究開発過程の中にも入っていただいて、より現場で使われるような技術開発に努めているところでございます。

三石委員のほうから人口減少の中でのハード、ソフトの技術対応というふうなお話がありました。施策を積み重ねて人口扶養力を各地域で維持をしていくということが大事でございますけれども、担い手が減少する中で省力化というもの、あるいは生産性というものを高めることが必要であります。規模拡大、大規模化につながるようなITの活用でありますとか、ロボット技術の活用というふうなものを進めて、ハードあるいはソフトで圃場の地図情報と生産情報などを組み合わせた作業管理というふうなことも取り組んでおりますけれども、さらに力を入れていきたいと思っております。

○政策課長 山内委員から今後の進め方にも関連するお話をいただきましたので、事務局から、一言、申し上げさせていただきます。これまで現行基本計画の検証を進てきており

まして、次回、7月の会議で一巡する予定になっております。それが終わりましたら、また、一般の方々の意見を聞くということもやりたいと思っております。そのやり方につきましてはまた山内委員のコメントも踏まえて、工夫をさせていただきたいと考えております。さらに秋以降の議論の進め方につきましては、また、省内でたたき台を作りまして、部会長などともご相談させていただきたいと考えております。

それから、小林委員から木を植える植樹にはインセンティブがあるんだけど、伐採のほうはいま一つなのではないかというコメントをいただきました。戦後から関係の林業の方々が一生懸命、植林をされて、今、まさに切りごろといたしますか、伐採期を迎えている木がたくさんあるということで、世界でもまれな森林資源を有するという事になっていると承知をしておりますが、次回にまた資料を準備してご説明させていただければと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

委員の皆様のご協力、それから、事務局の協力によりましてあと少しだけ時間が残っておりますが、是非に発言したいという方があれば。それでは、萬歳委員。

○萬歳委員 先ほど山内委員から協同組合の話が出たかと思えます。まさに我々協同組合というのは相互扶助を理念とするものでありまして、出資者あるいは利用者、運営者が一緒になって同一業の中で、今、申し上げたような理念の下でやっておるわけでありまして。今回の規制改革会議で、昨日か、先生から農協間の競争を高めるんだという記事が出ておりました。私はその中では、会社というもので考えればそういう競争関係が前面に出てくるといふ思いがいたします。

それは当然、勝者、敗者があるわけでありまして。そういう流れでなくして、我々協同組合というのは、ともに互いに理解し合ってともに向上するという、日本の言葉でいえば切磋琢磨という言葉で説明できるかと思えますが、そういう意味合いで我々は協同組合連携なり、そういうものを進めてまいりたいという思いであります。格差をさらに生み出すようなそういう協同組合理念というのは、競争という中でしか出てこない。私どもは切磋琢磨なんだという、そういう思いの中で協同組合の考え方を皆さんからご理解願いたいと、そういう思いでありますので、今般の規制改革会議が出された内容につきましては、いささか私は疑念を持っておるといふところがございますので、皆さんからもご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでございましょうか。それでは、小林委員。

○小林委員 6次産業化の話なんですけれども、皆さん、お話のように農業従事者に基本的に利益が回るようにしなければいけないというのはよくわかるんですけれども、現実こういうことを進めたときに、そういう足かせをかけたときに、簡単に事業として成り立たないんじゃないかと、ましてこれから人口減少で日本の市場が減るときに、少なくともパイの取り合いで海外に行かなくてはいけないとか、いろんなときはいろんな違った知恵が必要なので、地元には雇用とか、何かの形でちゃんとやるとか、精神的なオビエーションという怒られるかもわからないけれども、何か必要だというのはわかるんですけども、それでごきごききたときに、恐らくダイナミックな展開で、さっき、おっしゃった10兆とか、何兆というような話には僕は絶対にならないと思います。是非、この辺は今後、もう一回、検討いただいて、本当に地域が活性化するためにどうしたらいいんだということをしておかないと、がんじがらめの方程式でやられると、本当にうんという感じがいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。それでは、小泉委員。

○小泉委員 私はこの会議は、とてもどっちかというハードのほうがどんどん先行しているような感じを受けるんですね。農業というのは文化なんです。ですから、アグリカルチャー、カルチャーなんです。ですから、農村文化の面から発信するということが若者たちとか、いろんな人たちに欠けているんじゃないかなという感じがするんです。農村文化というのはすばらしいものであって、例えば農村歌舞伎にしても、祭りだとか、みこし、盆踊り、それから、よさこい、ソーランでも何でもいい、とかくそういう文化なり、いろんな文化があると若者がどんどん集まってくるんです。

今の若者ってそういうにぎやかなところで、だから、今、農村というのは何か疲弊しているんじゃないかという中で、もっともっと農業文化というものをずっと押し上げてくれば若者はどんどん。私はこの間、ある新聞とあれしましたら、全国500の市町村に50人ずつ若者を送り込むということ、その方法を考えたんです。それをやって実際に農業してもらって、農閑期は東京に戻ってきて大学なり、会社に戻る。それをやりますと1年間に480億しかかからないんですよ。そうすると、今、おみこしを担ぐのにも大変な農家に、

農村に50人が中央から行ったりすると、ものすごく地方からわっと力が上がってくる。これが僕は日本農業の再生の原点がこの力にあるんじゃないかという感じがしまして、最後にそんなお話をします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

最後にお三方から非常に大きなお話、それから、示唆に富むお話をいただきました。これは事務局からお答えいただくというのではなく、ご意見として承り、今後に反映させていただければというふうに思っております。

最後、お時間があると言いながらも、終わりの時間も気にされてご意見、ご質問、発言されなかった分もあるかもしれません。その点につきましては後日で結構でございますので、事務局に文書やメールにてお寄せいただければと思います。いただいたご意見等については、今後の企画部会において紹介させていただきたいと思っております。

それでは、最後に事務局から何かあればお願いいたします。

○政策課長 次回の企画部会は7月下旬を予定しております。具体的な日程等につきましては、後日、ご案内を申し上げますことといたしますので、よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 それでは、本日の食料・農業・農村政策審議会企画部会はこれにて閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後0時31分 閉会